

令和4年 第25回 福岡市選挙管理委員会

12月7日(水) 午前10時30分

議 題

1 議案

議案第34号 直接請求に必要な選挙人の数について

議案第35号 福岡市選挙管理委員会規程等の一部を改正する規程案について

2 報告事項

① 選挙人名簿登録者数について

② 在外選挙人名簿登録者数について

③ 政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類に表示する
証票の交付状況について

④ 令和4年度福岡市明るい選挙啓発ポスターコンクール入選作品展の
開催について

⑤ 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律
等の施行について

⑥ 公職選挙法の一部改正(区割り改定法)について

⑦ 最高裁判所裁判官国民審査法の一部改正(在外国民審査制度の創設等)
について

3 その他

今後の委員会開催予定日時

・令和4年12月20日(火) 午前10時30分

・令和5年1月10日(火) 午前10時30分

・令和5年1月20日(金) 午前10時30分

議案第34号

直接請求に必要な選挙人の数について

地方自治法の規定による直接請求、市町村の合併の特例に関する法律の規定による合併協議会設置の請求及び合併協議会設置のための選挙人の投票の実施の請求並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定による教育長又は委員の解職請求に必要な選挙人の数を、令和4年12月1日現在の選挙人名簿に基づき次のように定め、告示するもの。

令和4年12月7日

福岡市選挙管理委員会

委員長 稲 員 大 三 郎

- 1 地方自治法第74条及び第75条並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条及び第5条に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数
25,985 人
- 2 市町村の合併の特例に関する法律第4条及び第5条に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数
216,542 人
- 3 地方自治法第76条、第81条及び第86条（区選挙管理委員に係る請求を除く。）並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条に規定する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数
262,406 人
- 4 地方自治法第80条及び第86条（区選挙管理委員に係る請求に限る。）に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数
東 区 86,073 人
博多区 66,913 人
中央区 56,020 人
南 区 72,614 人
城南区 34,938 人
早良区 60,029 人
西 区 56,498 人

（理由）

地方自治法第74条第5項、第75条第6項、第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項、市町村の合併の特例に関する法律第5条第30項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第2項の規定による。

(参考)

1 直接請求の内容について

- (1) 地方自治法第74条
条例の制定又は改廃の請求 (1/50)
- (2) 地方自治法第75条
監査請求 (1/50)
- (3) 地方自治法第76条
議会の解散請求 (80万を超える数 \times 1/8+40万 \times 1/6+40万 \times 1/3)
- (4) 地方自治法第80条
議員の解職請求 (1/3)
- (5) 地方自治法第81条
長の解職請求 (80万を超える数 \times 1/8+40万 \times 1/6+40万 \times 1/3)
- (6) 地方自治法第86条
 - ① 副市長、市選挙管理委員、監査委員の解職請求
(80万を超える数 \times 1/8+40万 \times 1/6+40万 \times 1/3)
 - ② 区選挙管理委員の解職請求 (1/3)
- (7) 市町村の合併の特例に関する法律第4条及び第5条
 - ① 合併協議会の設置の請求 (1/50)
 - ② 合併協議会設置のための投票の実施の請求 (1/6)
- (8) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条
教育長、教育委員の解職請求 (80万を超える数 \times 1/8+40万 \times 1/6+40万 \times 1/3)

2 計算式

1について

$$\text{全 市} \quad 1,299,247 \times 1/50 = 25,984.94 \rightarrow 25,985$$

2について

$$\text{全 市} \quad 1,299,247 \times 1/6 = 216,541.16 \rightarrow 216,542$$

3について

$$\begin{aligned} \text{全 市} \quad & (1,299,247 - 800,000) \times 1/8 + 400,000 \times 1/6 \\ & + 400,000 \times 1/3 = 262,405.87 \rightarrow 262,406 \end{aligned}$$

4について

東 区	258,217	\times 1/3	=	86,072.33	\rightarrow	86,073
博多区	200,738	\times 1/3	=	66,912.66	\rightarrow	66,913
中央区	168,058	\times 1/3	=	56,019.33	\rightarrow	56,020
南 区	217,841	\times 1/3	=	72,613.66	\rightarrow	72,614
城南区	104,814	\times 1/3	=			34,938
早良区	180,085	\times 1/3	=	60,028.33	\rightarrow	60,029
西 区	169,494	\times 1/3	=			56,498

※ 端数は切り上げる。

議案第35号

福岡市選挙管理委員会規程等の一部を改正する規程案について

福岡市選挙管理委員会規程等の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年12月7日

福岡市選挙管理委員会

委員長 稲 員 大三郎

福岡市選挙管理委員会規程等の一部を改正する規程

(福岡市選挙管理委員会規程の一部改正)

第1条 福岡市選挙管理委員会規程(昭和47年福岡市選挙管理委員会規程第1号)の一部を次のように改正する。

第22条第10号中「福岡市個人情報保護条例(平成17年福岡市条例第103号)」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)」に改める。

(福岡市区選挙管理委員会規程の一部改正)

第2条 福岡市区選挙管理委員会規程(昭和47年福岡市選挙管理委員会規程第2号)の一部を次のように改正する。

第21条第10号中「福岡市個人情報保護条例(平成17年福岡市条例第103号)」を「個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)」に改める。

附 則

この規程は令和5年4月1日から施行する。

(理由)

改正された個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の施行を踏まえ、関係規程を改正する必要があるため。

福岡市選挙管理委員会規程等の一部を改正する規程案

(下線部分は改正部分)

○福岡市選挙管理委員会規程 新旧対照表 (第1条改正関係)

現 行	改 正 案
<p>(事務局長の専決事項) 第22条 事務局長の専決事項は、次のとおりとする。ただし、特に重要であると認められる事項については、委員会又は委員長に権限を返れいしななければならぬ。 (1)～(9) (略) (10) 福岡市個人情報保護条例(平成17年福岡市条例第103号)の規定に基づく保有個人情報の開示、訂正及び利用停止(以下「保有個人情報の開示等」という。)のうち重要なものに関すること。(自動車、拡声機及び船舶の表示物の交付)</p>	<p>(事務局長の専決事項) 第22条 事務局長の専決事項は、次のとおりとする。ただし、特に重要であると認められる事項については、委員会又は委員長に権限を返れいしななければならぬ。 (1)～(9) (略) (10) 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の規定に基づく保有個人情報の開示、訂正及び利用停止(以下「保有個人情報の開示等」という。)のうち重要なものに関すること。(自動車、拡声機及び船舶の表示物の交付)</p>

○福岡市区選挙管理委員会規程 新旧対照表 (第2条改正関係)

現 行	改 正 案
<p>(事務局長の専決事項) 第21条 事務局長の専決事項は、次のとおりとする。ただし、特に重要であると認められる事項については、委員会又は委員長に権限を返れいしななければならぬ。 (1)～(9) (略) (10) 福岡市個人情報保護条例(平成17年福岡市条例第103号)の規定に基づく保有個人情報の開示、訂正及び利用停止(以下「保有個人情報の開示等」という。)のうち重要なものに関すること。</p>	<p>(事務局長の専決事項) 第21条 事務局長の専決事項は、次のとおりとする。ただし、特に重要であると認められる事項については、委員会又は委員長に権限を返れいしななければならぬ。 (1)～(9) (略) (10) 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の規定に基づく保有個人情報の開示、訂正及び利用停止(以下「保有個人情報の開示等」という。)のうち重要なものに関すること。</p>

報告事項 1

令和4年12月1日現在 選挙人名簿登録者数について

(単位：人)

区分	11月5日現在 選挙人名簿 登録者数 (a)	令和4年11月6日以降の抹消者数						11月6日 以降補正 登録者数 (e)	今回の 新規登 録者数 (f)	令和4年12月1日現在 選挙人名簿登録者数 (g)=(a)-(b)+(c)-(d)+(e)+(f)			前回登録 に対する 増減数 (g)-(a)	
		12月1日区委員会議決分			抹消者の 合計 (b)					男	女	合計(g)		
		11月20日 区委員会 議決分	死亡者	市外転出 後4箇月 経過者	在外登録 移転者									
東区	258,227	547	294	45	249	0	841	431	0	779	123,583	134,634	258,217	-10
博多区	200,732	526	389	38	351	0	915	626	0	964	96,232	104,506	200,738	6
中央区	168,185	394	317	34	283	0	711	541	0	666	73,150	94,908	168,058	-127
南区	217,927	430	220	39	181	0	650	496	0	526	99,900	117,941	217,841	-86
城南区	104,944	195	105	25	79	1	300	282	0	214	48,789	56,025	104,814	-130
早良区	180,049	278	200	35	165	0	478	485	0	432	83,209	96,876	180,085	36
西区	169,601	325	177	39	138	0	502	327	0	398	79,263	90,231	169,494	-107
市合計	1,299,665	2,695	1,702	255	1,446	1	4,397	3,188	0	3,979	604,126	695,121	1,299,247	-418

報告事項 2

在外選挙人名簿登録者数について

11月6日～12月7日区委員会議決分

区 分	前回 登録者数	前回以降の 新規登録者数	前回以降の 登録移転者数	前回以降の 抹消者数	今回 登録者数
東 区	139	0	0	1	138
博 多 区	102	0	0	0	102
中 央 区	152	0	0	3	149
南 区	143	0	0	1	142
城 南 区	86	0	1	0	87
早 良 区	114	0	0	1	113
西 区	76	0	0	0	76
福岡市計	812	0	1	6	807

報告事項3

政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類に表示する証票の交付状況について

令和8年6月30日を有効期限とする政治活動のために使用する事務所に係る立札及び看板の類の表示として用いる証票を前回報告以後下記のとおり交付した。

記

交付数

1 市議会議員選挙

- | | |
|-----------|----------------|
| (1) 候補者等用 | 2人（全交付数 71人） |
| (2) 後援団体用 | 3団体（全交付数 75団体） |

2 市長選挙

- | | |
|-----------|---------------|
| (1) 候補者等用 | 0人（全交付数 0人） |
| (2) 後援団体用 | 0団体（全交付数 0団体） |

報告事項4

令和4年度福岡市明るい選挙啓発ポスターコンクール 入選作品展の開催について

1 入選作品展の日程及び場所

日	程	場 所
令和4年12月7日(水)～12月13日(火)		市役所1階市民ロビー
令和4年12月15日(木)～12月19日(月)		男女共同参画推進センター(アミカス)
令和5年1月12日(木)～1月18日(水)		東区役所2階渡り廊下
令和5年1月19日(木)～1月25日(水)		博多区役所ロビー
令和5年1月26日(木)～2月1日(水)		中央区役所ロビー
令和5年2月2日(木)～2月8日(水)		早良区役所ロビー
令和5年2月9日(木)～2月14日(火)		西区役所1階ロビー
令和4年12月7日(水)～令和5年2月14日(火)		城南区役所1階ロビー
		総合図書館エントランスホール

※城南区役所及び総合図書館はデジタルサイネージでの放映。

2 展示作品

- (1) 市役所・アミカス
- | | | |
|------------------|-----|-------|
| 福岡市選挙管理委員会委員長賞 | 10点 | |
| 福岡市明るい選挙推進協議会会長賞 | 10点 | |
| 佳作 | 40点 | 合計60点 |
- (2) 各区役所・総合図書館
- | | | |
|------------------|-----|-------|
| 福岡市選挙管理委員会委員長賞 | 10点 | |
| 福岡市明るい選挙推進協議会会長賞 | 10点 | 合計20点 |

昨年の様子



令和4年度福岡市明るい選挙啓発
ポスターコンクール入選者名簿

賞	学 年	学 校 名	氏 名	県コンクール 結果
福岡市選挙 委員会委員長 賞管理	小3	三宅小学校	吉松 隆佑	委員長賞
	小4	塩原小学校	福永 駿介	委員長賞
	小6	三宅小学校	吉松 美緒	
	中1	筑紫女学園中学校	福島 茉莉	
	中2	席田中学校	田中 瀬月	
	中3	板付中学校	佐藤 杏花音	
	高1	冲学園高等学校	大平 渚々美	
	高1	//	小田 愛希子	
	高1	上智福岡高等学校	平井 花恵	佳作
	高3	冲学園高等学校	木林 涼夏	委員長賞
福岡市 協進協議会 会長賞	小1	玄洋小学校	濱地 瑳奈	
	小2	老司小学校	芹田 楓花	
	小5	福岡雙葉小学校	門司 実子	
	小6	日佐小学校	伊藤 未晴	
	中1	筑紫女学園中学校	李 研希	
	中2	横手中学校	町田 友乃	佳作
	中2	筑紫女学園中学校	水上 瑠七	佳作
	高1	冲学園高等学校	河津 和花	
	高1	上智福岡高等学校	西守 梓	委員長賞
	高2	冲学園高等学校	黒川 心琴	
佳 作	小3	福岡雙葉小学校	楡田 あまね	
	小3	塩原小学校	濱 実莉	
	小4	筑紫丘小学校	阿久津 颯	
	小4	福岡雙葉小学校	志間 美月	
	小5	飯倉小学校	石橋 堯将	
	小5	西長住小学校	山本 穂果	
	小6	板付北小学校	江頭 小春	
	小6	//	友添 さや	
	小6	//	宗方 心羽	
	小6	//	吉次 芽咲	
	小6	飯倉小学校	中馬 健斗	
	小6	飯倉小学校	中野 茉依	
	小6	三宅小学校	中村 桃花	
	小6	玄洋小学校	光橋 優空	
	中1	筑紫女学園中学校	里見 釉音	
	中1	//	住田 菜々子	
	中1	//	李 天姿	
	中1	//	徳永 智寛	
	中1	//	成田 葉月	
	中1	香椎第二中学校	広瀬 茉柚	
	中1	//	森安 颯真	
	中1	//	筒井 優	
	中1	東福岡自彊館中学校	竹石 育生	
	中1	板付中学校	上野 翠	
	中2	横手中学校	大石 帆夏	
	中2	//	武田 桜	
	中2	席田中学校	田中 咲妃	
	中2	//	入江 陽奈子	
	中2	松崎中学校	伊藤 春衣	
	中3	板付中学校	黒川 杏南	
	中3	//	田村 優佳	委員長賞
	高1	冲学園高等学校	楠 ひなの	
	高1	//	山見 庵	委員長賞
	高1	上智福岡高等学校	山口 七海	
	高2	冲学園高等学校	木田 美有	
	高3	九州産業大学付属九州高等学校	野口 美海	
高3	//	稲永 涼風		
高3	冲学園高等学校	小笹 緋己	佳作	
高3	//	孫 嘉庚		
高3	//	吉岡 絆	委員長賞	

福岡市選挙管理委員会委員長賞(敬称略)



三宅小学校
3年 吉松 隆佑
(県コンクール委員長賞)



塩原小学校
4年 福永 駿介
(県コンクール委員長賞)



三宅小学校
6年 吉松 美緒



筑紫女学園中学校
1年 福島 茉莉



席田中学校
2年 田中 瀬月



板付中学校
3年 佐藤 杏花音



沖学園高等学校
1年 大平 渚々美



沖学園高等学校
1年 小田 愛希子

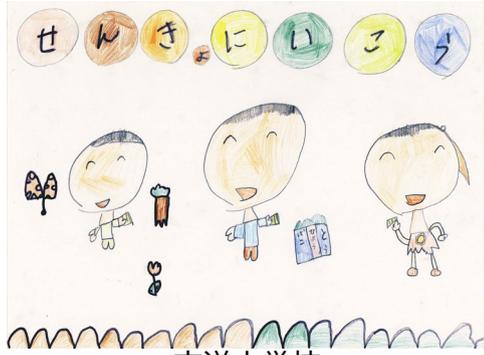


上智福岡高等学校
1年 平井 花恵
(県コンクール佳作)



沖学園高等学校
3年 木林 涼夏
(県コンクール委員長賞)

福岡市明るい選挙推進協議会会長賞(敬称略)



玄洋小学校
1年 瀨地 瑳奈



老司小学校
2年 芹田 楓花



福岡雙葉小学校
5年 門司 実子



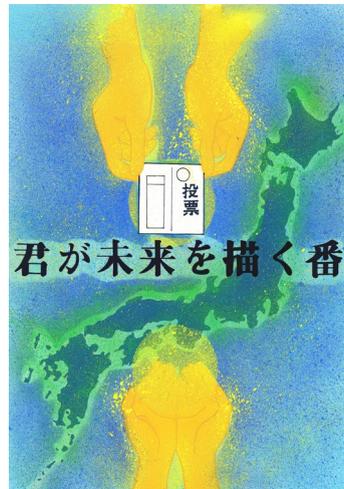
日佐小学校
6年 伊藤 未晴



横手中学校
2年 町田 友乃
(県コンクール佳作)



筑紫女学園中学校
1年 李 研希



筑紫女学園中学校
2年 水上 瑠七
(県コンクール佳作)



沖学園高等学校
1年 河津 和花

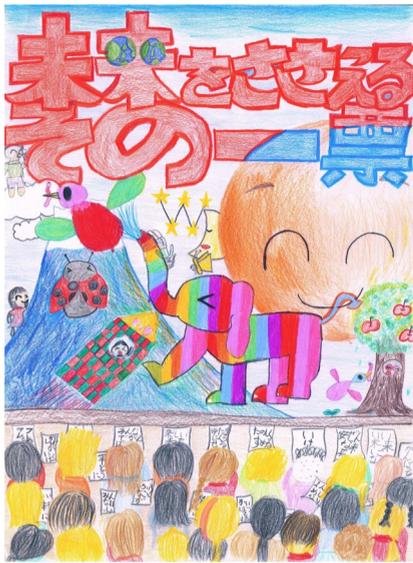


上智福岡高等学校
1年 西守 梓
(県コンクール委員長賞)



沖学園高等学校
2年 黒川 心琴

佳作 (敬称略)



福岡雙葉小学校
3年 楡田 あまね



塩原小学校
3年 瀨 実莉



筑紫丘小学校
4年 阿久津 颯



福岡雙葉小学校
4年 志間 美月



西長住小学校
5年 山本 穂果



飯倉小学校
5年 石橋 堯将



板付北小学校
6年 江頭 小春



板付北小学校
6年 宗方 心羽



板付北小学校
6年 友添 さや



板付北小学校
6年 吉次 芽咲

佳作 (敬称略)



飯倉小学校
6年 中馬 健斗



玄洋小学校
6年 光橋 優空



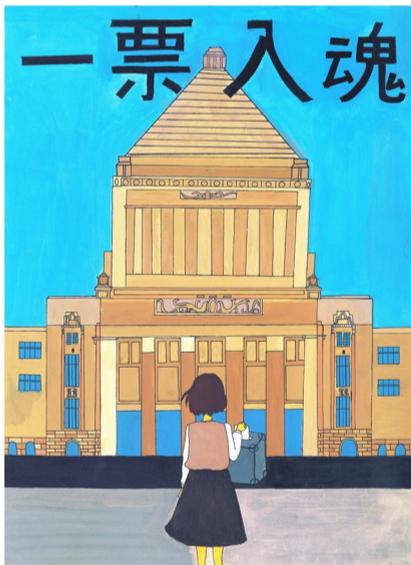
飯倉小学校
6年 中野 茉依



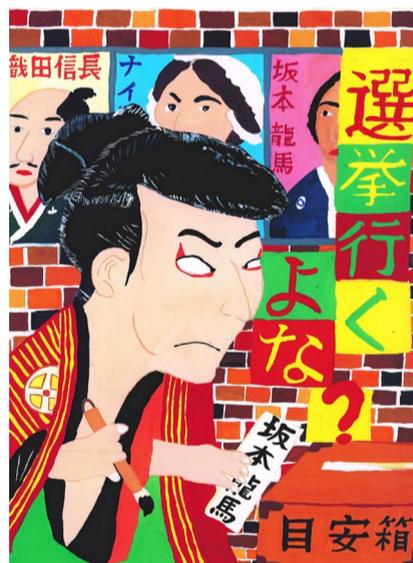
三宅小学校
6年 中村 桃花



筑紫女学園中学校
1年 里見 釉音



筑紫女学園中学校
1年 住田 菜々子



筑紫女学園中学校
1年 李 天姿



筑紫女学園中学校
1年 徳永 智寛



筑紫女学園中学校
1年 成田 葉月



香椎第二中学校
1年 広瀬 茉柚

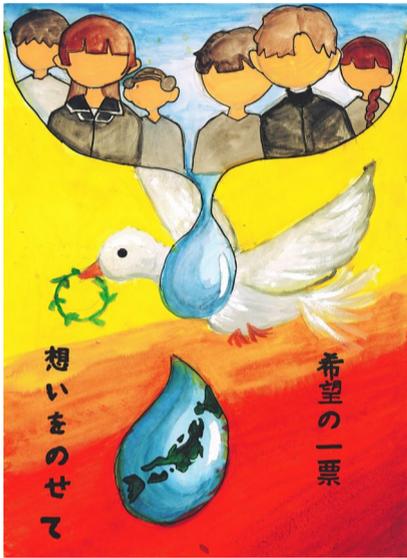
佳作 (敬称略)



香椎第二中学校
1年 森安 颯真



香椎第二中学校
1年 筒井 優



東福岡自彊館中学校
1年 竹石 育生



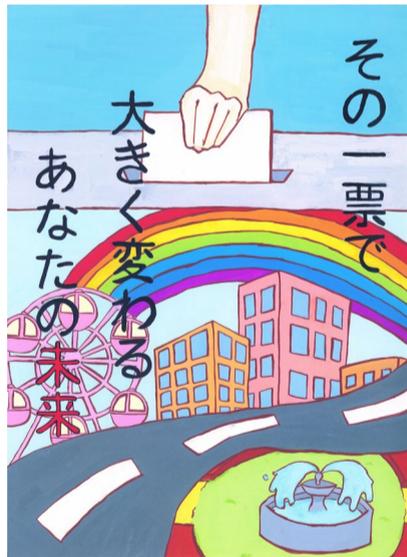
板付中学校
1年 上野 翠



横手中中学校
2年 大石 帆夏



横手中中学校
2年 武田 桜



席田中学校
2年 田中 咲妃



席田中学校
2年 入江 陽奈子



松崎中学校
2年 伊藤 春衣

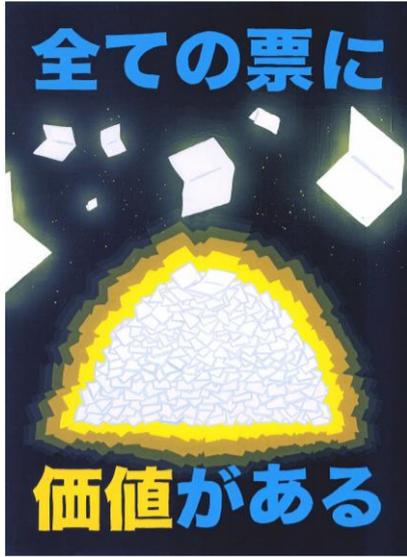


板付中学校
3年 黒川 杏南

佳作 (敬称略)



板付中学校
3年 田村 優佳
(県コンクール委員長賞)



沖学園高等学校
1年 山見 庵
(県コンクール委員長賞)



上智福岡高等学校
1年 山口 七海



沖学園高等学校
1年 楠 ひなの



沖学園高等学校
2年 木田 美有



九州産業大学付属九州高等学校
3年 野口 美海



九州産業大学付属九州高等学校
3年 稲永 涼風



沖学園高等学校
3年 孫 嘉庚



沖学園高等学校
3年 小笹 緋己
(県コンクール佳作)



沖学園高等学校
3年 吉岡 絆
(県コンクール委員長賞)

報告事項 5 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律等の施行について

総行選第 121 号
令和 4 年 11 月 18 日

各 都 道 府 県 知 事
各都道府県選挙管理委員会委員長
各 指 定 都 市 市 長
各指定都市選挙管理委員会委員長

殿

総 務 大 臣

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律等の施行について（通知）

第 210 回国会において成立をみた地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（以下「特例法」という。）が令和 4 年法律第 84 号をもって、また、特例法第 8 条の規定に基づく地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律施行令（以下「特例政令」という。）が令和 4 年政令第 352 号をもって、それぞれ本日公布され、いずれも公布の日から施行されました。

特例法は、原則として令和 5 年 3 月から 5 月までの間に任期満了が予定されている地方公共団体の議会の議員又は長の選挙等について、選挙の期日を令和 5 年 4 月 9 日及び同月 23 日に統一するとともに、これらの選挙に適用されるべき特例を定めたものであり、特例政令は、これらの選挙の選挙人名簿の登録日その他の公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）等の特例等を定めたものです。

貴職におかれましては、今回の施行に係る特例法及び特例政令の内容を十分御理解されるとともに、その運用に遺漏のないよう、下記事項に御留意の上、各都道府県知事及び各都道府県選挙管理委員会委員長におかれましては、貴都道府県内の指定都市を除く市区町村長及び市区町村の選挙管理委員会に対しても、格別の御配慮をお願いします。

なお、本件通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

第 1 選挙期日の統一に関する事項

- 1 期日が統一される選挙の範囲及び選挙期日

- (1) 令和5年3月1日から同年5月31日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体（都道府県、市町村及び特別区に限る。以下同じ。）の議会の議員又は長の任期満了による選挙の期日は、都道府県及び地方自治法第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）の議会の議員及び長の選挙にあっては令和5年4月9日、指定都市以外の市、町村及び特別区（以下「市区町村」という。）の議会の議員及び長の選挙にあっては同月23日に統一することとされたこと。ただし、同年3月30日以前に任期が満了するもので、当該任期満了による選挙を同年2月28日以前に行う場合及び当該任期満了による選挙を公職選挙法第34条の2第1項又は第3項（これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。）の規定により行う場合は、特例法による期日の統一から除外することとされたこと。（特例法第1条第1項関係）
- (2) 令和5年6月1日から同月10日までの間に任期が満了することとなる指定都市又は市区町村の長の任期満了による選挙の期日は、(1)に規定する期日とすることができることとされたこと。この場合において、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会は、指定都市の選挙管理委員会にあっては同年1月8日までに、市区町村の選挙管理委員会にあっては同月22日までに、その旨を告示しなければならないこととされたこと。（特例法第1条第2項関係）
- (3) 統一地方選挙の対象の地方公共団体の議会の議員又は長（(1)の地方公共団体の議会の議員又は長（すなわち、令和5年3月1日から同年5月31日までの間にその任期が満了することとなる地方公共団体の議会の議員又は長）であって当該地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙について公職選挙法第34条の2第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定による告示がなされていないもの及び(2)の指定都市又は市区町村の長（すなわち、令和5年6月1日から同月10日までの間にその任期が満了することとなる指定都市又は市区町村の長）であって当該指定都市又は市区町村の長の任期満了による選挙について特例法第1条第2項後段の規定による告示がなされているものをいう。(4)において同じ。）について、任期満了による選挙以外の選挙を行うべき事由が生じた場合において、公職選挙法第33条第2項又は第34条第1項の規定により当該選挙を行うべき期間が令和5年4月1日以後にかかり、かつ、当該期間が特例法第2条各号に掲げる告示日前5日までに始まる時は、当該選挙の期日は、都道府県及び指定都市（以下「都道府県等」という。）の議会の議員及び長の選挙にあっては同年4月9日、市区町村の議会の議員及び長の選挙にあっては同月23日とすることとされたこと。ただし、当該選挙を同年2月28日以前に行う場合は、特例法による期日の統一から除外することとされたこと。（特例法第1条第3項関係）
- ア 本項において「任期満了による選挙以外の選挙を行うべき事由が生じた場合」とは、主に地方自治法第78条若しくは第178条第1項若しくは地方公共団体の議会の解散に関する特例法（昭和40年法律第118号）第2条の規定に

より議会が解散された場合、公職選挙法第 114 条若しくは第 116 条の規定に該当するに至った場合又は同法第 109 条の規定により長の再選挙を行うべき事由が生じた場合をいう。

イ 「公職選挙法第 33 条第 2 項又は第 34 条第 1 項の規定により当該選挙を行うべき期間が令和 5 年 4 月 1 日以後にかかり、かつ、当該期間が特例法第 2 条各号に掲げる告示日前 5 日までに始まる時」とは、市区町村の選挙について例示すれば、議会の解散による一般選挙にあつては、令和 5 年 2 月 20 日から指定都市以外の市及び特別区にあつては同年 4 月 10 日まで、町村にあつては同月 12 日までの間にその議会が解散されたときをいい、公職選挙法第 116 条の規定による一般選挙又は同法第 109 条若しくは第 114 条の規定による長の選挙にあつては、当該市区町村の選挙管理委員会が同年 2 月 10 日から指定都市以外の市及び特別区にあつては同年 4 月 10 日まで、町村にあつては同月 12 日までの間に同法第 34 条第 4 項に掲げる通知を受けたときをいう。

(4) 統一地方選挙の対象の地方公共団体の議会の議員又は長以外の地方公共団体の議会の議員又は長（当該地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙について、公職選挙法第 34 条の 2 第 2 項（同条第 4 項において準用する場合を含む。）の規定による告示がなされているものを除く。）について、任期満了による選挙以外の選挙を行うべき事由が生じた場合（市町村の設置による選挙の場合を除く。）において、同法第 33 条第 2 項又は第 34 条第 1 項の規定により当該選挙を行うべき期間が令和 5 年 4 月 1 日以後にかかり、かつ、当該期間が特例法第 2 条各号に掲げる告示日前 10 日までに始まる時は、当該選挙の期日は、都道府県等の議会の議員及び長の選挙にあつては同年 4 月 9 日、市区町村の議会の議員及び長の選挙にあつては同月 23 日とすることとされたこと。ただし、当該選挙を同年 2 月 28 日以前に行う場合は、特例法による期日の統一から除外することとされたこと。（特例法第 1 条第 4 項関係）

ア 本項の規定は、その議会の議員又は長の任期が令和 5 年 2 月 28 日以前又は同年 6 月 1 日以後に満了することとなる地方公共団体（令和 5 年 6 月 1 日から同月 10 日までの間にその長の任期が満了する指定都市又は市区町村にあつては、その長の任期満了による選挙について、特例法第 1 条第 2 項後段の規定による告示がなされていない場合に限る。）のうち、その議会の議員又は長の任期満了による選挙について、公職選挙法第 34 条の 2 第 2 項（同条第 4 項において準用する場合を含む。）による告示がなされていない地方公共団体において、今後新たに選挙を行うべき事由が生じた場合に関するものである。当該地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙について、同法第 34 条の 2 第 2 項（同条第 4 項において準用する場合を含む。）による告示がなされている地方公共団体において、今後新たに選挙を行うべき事由が生じた場合には適用されない。

イ 本項において「選挙を行うべき事由が生じた場合」とは、地方自治法第 78

条若しくは第 178 条第 1 項若しくは地方公共団体の議会の解散に関する特例法第 2 条の規定により議会が解散された場合、公職選挙法第 114 条若しくは第 116 条の規定に該当するに至った場合又は同法第 109 条の規定により長の再選挙を行うべき事由が生じた場合のほか、同法第 110 条又は第 113 条の規定により議会の議員の再選挙、補欠選挙又は増員選挙を行うべき事由が生じた場合を含むものである。

なお、市町村の設置があったことにより行われる設置選挙について本項の適用が除外されており、当該設置選挙は、同法第 33 条第 3 項の規定に基づき市町村の設置の日から 50 日以内に行うこととなるので留意されたい。

ウ 「公職選挙法第 33 条第 2 項又は第 34 条第 1 項の規定により当該選挙を行うべき期間が令和 5 年 4 月 1 日以後にかかり、かつ、当該期間が特例法第 2 条各号に掲げる告示日前 10 日までに始まる時」とは、市区町村の選挙について例示すれば、議会の解散による一般選挙にあつては、令和 5 年 2 月 20 日から指定都市以外の市及び特別区にあつては同年 4 月 5 日まで、町村にあつては同月 7 日までの間にその議会が解散されたときをいい、公職選挙法第 116 条の規定による一般選挙、同法第 109 条若しくは第 114 条の規定による長の選挙又は同法第 110 条若しくは第 113 条の規定による議会の議員の選挙にあつては、当該市区町村の選挙管理委員会が同年 2 月 10 日から指定都市以外の市及び特別区にあつては同年 4 月 5 日まで、町村にあつては同月 7 日までの間に同法第 34 条第 4 項に掲げる通知を受けたときをいう。

2 選挙期日を告示すべき日

特例法第 1 条の規定によって行われる選挙の期日は次の区分により告示しなければならないこととされたこと。(特例法第 2 条関係)

- | | |
|----------------------------|-----------------|
| ・都道府県知事の選挙 | 令和 5 年 3 月 23 日 |
| ・指定都市の長の選挙 | 令和 5 年 3 月 26 日 |
| ・都道府県等の議会の議員の選挙 | 令和 5 年 3 月 31 日 |
| ・指定都市以外の市及び特別区の議会の議員及び長の選挙 | 令和 5 年 4 月 16 日 |
| ・町村の議会の議員及び長の選挙 | 令和 5 年 4 月 18 日 |

なお、本条の規定は、選挙の期日を告示すべき日を統一したものであるから、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（特例法第 4 条第 2 項の規定により同時に行われる都道府県及び指定都市の選挙にあつては、都道府県の選挙管理委員会）においては、必ず本条に規定する日に当該選挙の期日を告示しなければならないので留意されたい。

第 2 同一の地方公共団体における任期満了選挙の同時選挙の取扱い

公職選挙法第 34 条の 2 の規定は、地方公共団体の議会の議員及び当該地方公共団体の長の任期がいずれも令和 5 年 3 月 1 日から同年 5 月 31 日までの間に満了する

場合には、適用しないこととされたこと。(特例法第3条関係)

これは地方公共団体の議会の議員及び当該地方公共団体の長の任期がいずれも令和5年3月1日から同年5月31日までの間に満了する場合には、公職選挙法第34条の2の規定を適用しなくても、特例法第1条第1項の規定により、都道府県等にあつては同年4月9日に、市区町村にあつては同月23日に当該地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了による選挙を同時に行うことが可能であるためである。

第3 同時選挙に関する事項

1 同時選挙

- (1) 特例法第1条の規定によって行われる都道府県の議会の議員の選挙と当該都道府県知事の選挙、市町村及び特別区の議会の議員の選挙と当該市町村及び特別区の長の選挙とはそれぞれ公職選挙法第119条第1項の規定により同時に行うこととされ、指定都市の議会の議員又は長の選挙と当該指定都市を包括する都道府県の議会の議員又は長の選挙とは、同条第2項の規定により同時に行うこととされたこと。(特例法第4条第1項及び第2項関係)
- (2) 本条の規定により、これらの選挙は法律上当然に同時選挙として行われることとなるのであり、同時選挙として行うかどうかについての選挙管理委員会の決定を必要としないものである。なお、これに伴い、公職選挙法第120条第3項及び第121条の規定は適用がないこととされた。
- (3) 特例法第1条の規定によって行われる選挙以外にも同条の規定によらず任意に令和5年4月9日又は同月23日に行うこととなる選挙もありうるが、これらの選挙と他の選挙とを同時選挙として行うためには、公職選挙法第119条第1項又は第2項の規定により同時に行う旨の決定を要するので、留意されたい。

2 電磁記録投票法第14条第1項との適用関係

1の規定は、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律(平成13年法律第147号。以下「電磁記録投票法」という。)第14条第1項の規定により公職選挙法第12章の同時選挙の規定を適用しないこととされる選挙については適用しないこととされたこと。(特例法第4条第3項関係)

すなわち、電磁記録投票法第14条第1項においては、電磁的記録式投票を行う選挙と投票用紙を用いる選挙、又はともに電磁的記録式投票を行う選挙のうち都道府県の選挙と市区町村の選挙若しくは都道府県の議会の議員の選挙と長の選挙については、同時選挙として行うことができないこととされているところであり、これらの選挙については特例法第4条第1項及び第2項の規定を適用しないものである。

3 特例法第1条第2項後段の規定による告示をした場合の取扱い

特例法第1条第2項後段の規定による告示をした指定都市及び市区町村の選挙管理委員会は、直ちにその旨を都道府県の選挙管理委員会に届け出ることとされたこと。(特例政令第4条)

これは、特例法第1条第2項の規定により令和5年4月9日又は同月23日に行うこととなる選挙についても、同法第4条の規定の適用があり、同時選挙として行われることとなるものであるが、都道府県の選挙管理委員会において、指定都市及び市区町村の選挙が統一地方選挙として行われるか否かについて、把握しておく必要があるためである。

第4 立候補の禁止に関する事項

1 令和5年4月9日又は同月23日に行われる選挙について、公職選挙法第87条の重複立候補の禁止の規定が適用されるのは当然であるが、そのほか特例法第1条の規定により同月9日に行われる選挙(以下「第一統一地方選挙」という。)又は公職選挙法第110条第4項の規定により第一統一地方選挙に便乗して行われる地方公共団体の議会の議員の再選挙若しくは同法113条第3項の規定により第一統一地方選挙に便乗して行われる地方公共団体の議会の議員の補欠選挙において公職の候補者となった者は、当該選挙に係る選挙区(選挙区がないときは、選挙の行われる区域。以下この第4において同じ。)の全部又は一部を含む区域を区域とする選挙区において、特例法第1条の規定により同月23日に行われる選挙(以下「第二統一地方選挙」という。)、公職選挙法第110条第4項の規定により第二統一地方選挙に便乗して行われる地方公共団体の議会の議員の再選挙若しくは同法113条第3項の規定により第二統一地方選挙に便乗して行われる地方公共団体の議会の議員の補欠選挙又は同法第33条の2第2項(同条第7項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)の規定により同日に行われる衆議院議員若しくは参議院議員の再選挙若しくは補欠選挙における公職の候補者となることも禁止されることとされたこと。(特例法第5条第1項関係)

また、特例法第5条第1項の規定により公職の候補者となることができない者は、投票の無効原因に関する公職選挙法第68条第1項(第2号に係る部分に限る。)及び第3項(第2号に係る部分に限る。)並びに立候補の届出の却下等に関する同法第86条第9項(第3号に係る部分に限る。)、第86条の2第7項(第2号に係る部分に限り、同法第86条の3第2項において準用する場合を含む。)及び第86条の4第9項の規定の適用については、同法第87条第1項の規定により公職の候補者となることができない者とみなすこととされたこと。(特例法第5条第2項関係)

- 2 一たび都道府県の選挙に立候補した者が候補者たることを辞退した場合でも、本条の規定は適用される。
- 3 本条において「当該選挙に係る選挙区(選挙区がないときは、選挙の行われ

る区域)の全部又は一部を含む区域を区域とする選挙区」とは、例えば、都道府県の議会の議員について一般選挙が行われる場合には、当該都道府県の全区域をいうものではなく、個々の選挙区をいうものである。したがって、A市の区域を選挙区とする都道府県の議会の議員の選挙の候補者となった者が、B市の選挙に立候補することは差し支えない。

- 4 第一統一地方選挙において公職の候補者となった者が第二統一地方選挙における公職の候補者となることのみならず、これらの選挙に便乗して行われる地方公共団体の議会の議員の再選挙若しくは補欠選挙又は公職選挙法第33条の2第2項の規定により4月の第4日曜日(令和5年4月23日)に期日を統一して行われることとなる衆議院議員若しくは参議院議員の再選挙若しくは補欠選挙についても立候補の禁止の対象とされているので留意されたい。

第5 寄附等の禁止期間に関する事項

1 寄附等の禁止期間の特例

特例法第1条第1項又は第2項の規定により令和5年4月9日又は同月23日に行われる選挙について、公職選挙法第199条の2及び第199条の5の規定を適用する場合には、同法第199条の2第1項ただし書の「期間」並びに同法第199条の5第1項ただし書、第2項及び第3項の「一定期間」とは、同条第4項(第3号に係る部分に限る。2において同じ。)の規定にかかわらず、選挙の期日前90日に当たる日から当該選挙の期日までの間とすることとされたこと。(特例法第6条関係)

本条にいう「選挙の期日前90日に当たる日」とは、都道府県等の議会の議員及び長の選挙にあつては令和5年1月9日を、市区町村の議会の議員及び長の選挙にあつては同月23日をいうものである。

2 特例の適用除外

- (1) 1の規定は、次に掲げる地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙については適用しないこととされたこと。(特例法第7条関係)

ア 令和5年3月1日から同月30日までの間に任期が満了することとなる市区町村の議会の議員又は長の任期満了による選挙

イ 令和5年3月31日から同年5月31日までの間に任期が満了することとなる市区町村の議会の議員の任期満了による選挙(市区町村であつて、当該市区町村の議会の議員の任期満了の日前91日に当たる日又は同年1月22日のいずれか早い日において現に在職する当該市区町村の長の任期満了の日が同年6月1日以後の日であり、かつ、当該任期満了の日前90日に当たる日から当該任期満了の日の前日までの間に当該市区町村の議会の議員の任期満了の日があるもの(市区町村であつて、当該市区町村の議会の議員の任期満了の日前91日に当たる日又は同年1月22日のいずれか早い日において、当該市

区町村の長の任期満了による選挙について特例法第1条第2項後段の規定による告示がなされているものを除く。)の議会の議員の任期満了による選挙に限る。)

ウ 令和5年3月31日から同年5月31日までの間に任期が満了することとなる市区町村の長の任期満了による選挙(市区町村であって、当該市区町村の長の任期満了の日前91日に当たる日又は同年1月22日のいずれか早い日において現に在職する当該市区町村の議会の議員の任期満了の日が同年6月1日以後の日であり、かつ、当該任期満了の日前90日に当たる日から当該任期満了の日の前日までの間に当該市区町村の長の任期満了の日があるものの長の任期満了による選挙に限る。)

エ 令和5年3月31日から同年5月31日までの間に任期が満了することとなる都道府県等の議会の議員の任期満了による選挙(都道府県等であって、当該都道府県等の議会の議員の任期満了の日前91日に当たる日又は同年1月8日のいずれか早い日において現に在職する当該都道府県等の長の任期満了の日が同年6月1日以後の日であり、かつ、当該任期満了の日前90日に当たる日から当該任期満了の日の前日までの間に当該都道府県等の議会の議員の任期満了の日があるもの(指定都市であって、当該指定都市の議会の議員の任期満了の日前91日に当たる日又は同年1月8日のいずれか早い日において、当該指定都市の長の任期満了による選挙について特例法第1条第2項後段の規定による告示がなされているものを除く。)の議会の議員の任期満了による選挙に限る。)

(2) 本条の規定は、禁止期間の起算日となりうる日の前日において、特例法第1条の規定により、その任期満了による選挙が令和5年4月9日又は同月23日に行われることが確定していない地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙に係る寄附等の禁止期間については、同法第6条により変更して適用することはしない旨を定めたものである。

(3) (1)アの市区町村の議会の議員又は長の任期満了による選挙については、令和5年2月28日以前に執行することもありうるので、特例法第6条の特例を適用しないこととされているものである。仮にこれらの選挙が同法第1条第1項の規定により行われた場合であっても、公職選挙法第199条の2第1項ただし書の「期間」並びに同法第199条の5第1項ただし書、第2項及び第3項の「一定期間」については、同条第4項に規定する期間となるものである。

(4) (1)イからエまでの地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙については、禁止期間の起算日となりうる日の前日において、公職選挙法第34条の2第1項又は第3項(これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。)の規定により行うことがありうるので、特例法第6条の特例を適用しないこととされているものである。仮にこれらの選挙が特例法第1条第1項の規定により行われた場合であっても、公職選挙法第199条の2第1項ただし書の

「期間」並びに同法第 199 条の 5 第 1 項ただし書、第 2 項及び第 3 項の「一定期間」については、同条第 4 項に規定する期間となるものである。

第 6 選挙人名簿に関する事項

1 登録の基準日及び登録日

- (1) 特例法第 1 条の規定により行われる選挙における選挙人名簿の選挙時登録については、以下のとおり、同法第 2 条各号に定める告示日の前日を基準日として告示日の前日にそれぞれ登録することとされたこと。(特例政令第 1 条関係)
- | | |
|----------------------------|-----------------|
| ・都道府県知事の選挙 | 令和 5 年 3 月 22 日 |
| ・指定都市の長の選挙 | 令和 5 年 3 月 25 日 |
| ・都道府県等の議会の議員の選挙 | 令和 5 年 3 月 30 日 |
| ・指定都市以外の市及び特別区の議会の議員及び長の選挙 | 令和 5 年 4 月 15 日 |
| ・町村の議会の議員及び長の選挙 | 令和 5 年 4 月 17 日 |
- (2) 特例法第 1 条の規定により行われる選挙の場合における選挙人名簿の登録は、(1)によらなければならないものであって、これと異なる基準日を選挙管理委員会において別に定めることはできないものである。

2 登録の移替え

- (1) 特例法第 1 条第 1 項又は第 2 項の規定により行われる選挙について、市町村及び特別区の区域内の他の投票区の区域内に住所を移した者に係る選挙人名簿の登録の移替えをしないことができる期間は、選挙の期日前 60 日から、当該選挙の期日までの間とすることとされたこと。(特例政令第 1 条関係)
- (2) 本条にいう「選挙の期日前 60 日」とは、都道府県等の議会の議員及び長の選挙にあつては令和 5 年 2 月 8 日を、市区町村の議会の議員及び長の選挙にあつては同月 22 日をいうものである。
- (3) 令和 5 年 3 月 1 日から同月 30 日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体の議会の議員及び長については、当該任期満了による選挙を同年 2 月 28 日までに行うために選挙期日を告示することができる日を経過するまでの間は、公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 17 条ただし書の規定がそのまま適用されるものである。

第 7 直接請求の署名収集の禁止期間に関する事項

1 直接請求の署名収集の禁止期間の特例

特例法第 1 条第 1 項又は第 2 項の規定により選挙が行われることとなる場合において、当該選挙が行われる区域内において直接請求のための署名の収集が禁止される期間は、当該選挙の期日前 60 日に当たる日から当該選挙の期日までの間とされたこと。(特例政令第 2 条関係)

本条の規定により署名の収集が禁止される期間は、例えば、市区町村の区域に

において、令和5年4月9日に当該都道府県の選挙が行われ、かつ、同月23日に当該市区町村の選挙が行われる場合には、当該区域内においては、同年2月8日から同年4月23日までの間となるものである。

2 特例の適用除外

(1) 1の規定は、次に掲げる地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙については適用しないこととされたこと。(特例政令第3条関係)

ア 令和5年3月1日から同月30日までの間に任期が満了することとなる市区町村の議会の議員又は長の任期満了による選挙

イ 令和5年3月31日から同年5月31日までの間に任期が満了することとなる市区町村の議会の議員の任期満了による選挙(市区町村であって、当該市区町村の議会の議員の任期満了の日前61日に当たる日又は同年2月21日のいずれか早い日において現に在職する当該市区町村の長の任期満了の日が同年6月1日以後の日であり、かつ、当該任期満了の日前90日に当たる日から当該任期満了の日の前日までの間に当該市区町村の議会の議員の任期満了の日があるもの(市区町村であって、当該市区町村の長の任期満了による選挙について特例法第1条第2項後段の規定による告示がなされたものを除く。)の議会の議員の任期満了による選挙に限る。)

ウ 令和5年3月31日から同年5月31日までの間に任期が満了することとなる市区町村の長の任期満了による選挙(市区町村であって、当該市区町村の長の任期満了の日前61日に当たる日又は同年2月21日のいずれか早い日において現に在職する当該市区町村の議会の議員の任期満了の日が同年6月1日以後の日であり、かつ、当該任期満了の日前90日に当たる日から当該任期満了の日の前日までの間に当該市区町村の長の任期満了の日があるものの長の任期満了による選挙に限る。)

エ 令和5年3月31日から同年5月31日までの間に任期が満了することとなる都道府県等の議会の議員の任期満了による選挙(都道府県等であって、当該都道府県等の議会の議員の任期満了の日前61日に当たる日又は同年2月7日のいずれか早い日において現に在職する当該都道府県等の長の任期満了の日が同年6月1日以後の日であり、かつ、当該任期満了の日前90日に当たる日から当該任期満了の日の前日までの間に当該都道府県等の議会の議員の任期満了の日があるもの(指定都市であって、当該指定都市の長の任期満了による選挙について特例法第1条第2項後段の規定による告示がなされたものを除く。)の議会の議員の任期満了による選挙に限る。)

(2) 本条の規定は、禁止期間の起算日となりうる日の前日において、特例法第1条の規定により、その任期満了による選挙が令和5年4月9日又は同月23日に行われることが確定していない地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙に係る直接請求のための署名の収集の禁止期間については、特例政令

第2条により変更して適用することはしない旨を定めたものである。

- (3) (1)アの市区町村の議会の議員又は長の任期満了による選挙については、令和5年2月28日以前に執行することもありうるので、特例政令第2条の特例を適用しないこととされているものである。仮にこれらの選挙が特例法第1条第1項の規定により行われた場合であっても、これらの選挙に係る直接請求のための署名の収集の禁止期間は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第92条第4項第1号に定める期間となるものである。
- (4) (1)イからエまでの地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙については、禁止期間の起算日となりうる日の前日において、公職選挙法第34条の2第1項又は第3項（これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。）の規定により行うことがありうるので、特例政令第2条の特例を適用しないこととされているものである。仮にこれらの選挙が特例法第1条第1項の規定により行われた場合であっても、これらの選挙に係る直接請求のための署名の収集の禁止期間は、地方自治法施行令第92条第4項第1号に定める期間となるものである。

第8 その他

特例法及び特例政令は、公布の日から施行することとされたこと。（特例法附則及び特例政令附則関係）

以上

地方公共団体の議会の議員及び長の 選挙期日等の臨時特例に関する法律の概要

○ 国民の地方選挙に対する関心を高めること等を目的として、令和5年3月、4月又は5月に任期が満了することとなる地方公共団体の議会の議員又は長の選挙の期日を統一する。

※ 昭和22年以来、4年ごとに特例法の制定により実施。

○ 統一対象となる任期満了選挙

【原則】 令和5年3月1日から5月31日までに任期が満了することとなる地方公共団体の議会の議員又は長の選挙※

※ 2月28日以前に選挙を行う場合や、90日特例の規定により選挙を行う場合は、統一地方選挙として行う必要はない。

【任意】 令和5年6月1日から10日までに任期が満了することとなる地方公共団体の長の選挙

⇒ 令和5年の統一地方選挙においては、およそ1,000の選挙が実施される見込み。

○ 統一地方選挙の期日

(1) 都道府県及び指定都市の議会の議員及び長

・ 令和5年4月9日（4月第2日曜日）

(2) 指定都市以外の市、特別区及び町村の議会の議員及び長

・ 令和5年4月23日（4月第4日曜日）

※1 (1)の選挙に立候補した者は、関係地域において行われる(2)の選挙又は(2)と同日に行われる衆参・統一補選に立候補することができないものとする。

※2 寄附等の禁止期間を、上記の選挙期日の90日前から当該選挙期日までとする。

○ 令和5年統一地方選挙のスケジュール

令和5年3月										令和5年4月																					
23	24	25	26	27	28	29	30	31	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23
木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
知事選告示			指定都市市長選告示					都道府県議会議員・指定都市議会議員選告示									統一地方選挙(前半)							一般市議会議員・一般市長選告示		町村議会議員・町村長選告示					統一地方選挙(後半)
														参・統一補選告示				衆・統一補選告示													衆参・統一補選

地方公共団体の議会の議員及び長の 選挙期日等の臨時特例に関する法律施行令の概要

- 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律第一条の規定により行われる地方公共団体の議会の議員又は長の選挙に関し、選挙人名簿の登録日に関する規定の適用の特例その他の公職選挙法等の特例等を定める。

統一地方選挙の期日

- (1) 都道府県及び指定都市の議会の議員及び長
・令和5年4月9日(4月第2日曜日)
- (2) 指定都市以外の市、特別区及び町村の議会の議員及び長
・令和5年4月23日(4月第4日曜日)

○ 選挙人名簿の登録に関する規定等の取扱いに関する事項

統一地方選挙として行われる選挙における選挙人名簿の登録は、それぞれの選挙の告示日の前日現在により、同日に行うものとする。(※通常の場合は選管が定める日)

- ⇒ 統一地方選挙における選挙人名簿の選挙時登録の基準日及び登録日は以下のとおり。
- ・知事選：3月22日
 - ・都道府県議会議員選：3月30日
 - ・指定都市市長選：3月25日
 - ・指定都市議会議員選：3月30日
 - ・一般市長・市議会議員選：4月15日
 - ・町村長・町村議会議員選：4月17日

○ 署名収集の禁止期間の取扱いに関する事項

統一地方選挙として行われる選挙が行われる区域内における地方公共団体の条例の制定又は改廃の請求等の直接請求のための署名収集の禁止期間を、それぞれの選挙の期日前60日に当たる日から当該選挙の期日までの間とする。(※通常の場合は任期満了日前60日から当該選挙の期日まで)

- ・都道府県又は指定都市 ⇒ 2月8日から4月9日まで
- ・市区町村 ⇒ 2月22日から4月23日まで

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律

(選挙期日)

第一条 令和五年三月一日から同年五月三十一日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体（都道府県、市町村及び特別区に限る。以下同じ。）の議会の議員又は長の任期満了による選挙の期日は、当該選挙を同年二月二十八日以前に行う場合及び公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三十四条の二第一項又は第三項（これらの規定を同条第四項において準用する場合を含む。）の規定により行う場合を除き、同法第三十三条第一項の規定にかかわらず、都道府県及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の議会の議員及び長の選挙にあつては令和五年四月九日、指定都市以外の市、町村及び特別区（以下この条及び第七条第一項において「市区町村」という。）の議会の議員及び長の選挙にあつては同月二十三日とする。

2 令和五年六月一日から同月十日までの間に任期が満了することとなる指定都市又は市区町村の長の任期満了による選挙の期日は、公職選挙法第三十三条第一項の規定にかかわらず、それぞれ前項に規定する期日とすることができる。この場合において、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会は、指定都

市の選挙管理委員会にあつては同年一月八日までに、市区町村の選挙管理委員会にあつては同月二十一日までに、その旨を告示しなければならない。

3 統一地方選挙の対象の地方公共団体の議会の議員又は長（第一項の地方公共団体の議会の議員又は長であつて当該地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙について公職選挙法第三十四条の二第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による告示がなされていないもの及び前項前段の指定都市又は市区町村の長であつて当該指定都市又は市区町村の長の任期満了による選挙について同項後段の規定による告示がなされているものをいう。次項において同じ。）について、任期満了による選挙以外の選挙を行うべき事由が生じた場合において、同法第三十三条第二項又は第三十四条第一項の規定により当該選挙を行うべき期間が令和五年四月一日以後にかかり、かつ、当該期間が次条各号に掲げる選挙の区分に応じ当該各号に定める日前五日までに始まるときは、当該選挙を同年二月二十八日以前に行うときを除き、当該選挙の期日は、同法第三十三条第二項又は第三十四条第一項の規定にかかわらず、それぞれ第一項に規定する期日とする。

4 統一地方選挙の対象の地方公共団体の議会の議員又は長以外の地方公共団体の議会の議員又は長（当該

地方公共団体の議会の議員又は長の任期満了による選挙について、公職選挙法第三十四条の二第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定による告示がなされているものを除く。）について、任期満了による選挙以外の選挙を行うべき事由が生じた場合（同法第一百七条の規定により選挙を行うべき事由が生じた場合を除く。）において、同法第三十三条第二項又は第三十四条第一項の規定により当該選挙を行うべき期間が令和五年四月一日以後にかかり、かつ、当該期間が次条各号に掲げる選挙の区分に応じ当該各号に定める日前十日までに始まるときは、当該選挙を同年二月二十八日以前に行うときを除き、当該選挙の期日は、同法第三十三条第二項又は第三十四条第一項の規定にかかわらず、それぞれ第一項に規定する期日とする。

（告示の期日）

第二条 前条の規定により行われる選挙の期日は、公職選挙法第三十三条第五項又は第三十四条第六項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる選挙の区分に応じ、当該各号に定める日に告示しなければならない。

- 一 都道府県知事選挙 令和五年三月二十三日
- 二 指定都市の長の選挙 令和五年三月二十六日

三 都道府県及び指定都市（第七条第二項において「都道府県等」という。）の議会の議員の選挙 令和五年三月三十一日

四 指定都市以外の市及び特別区の議会の議員及び長の選挙 令和五年四月十六日

五 町村の議会の議員及び長の選挙 令和五年四月十八日

（同一の地方公共団体における任期満了選挙の同時選挙の取扱い）

第三条 公職選挙法第三十四条の二の規定は、地方公共団体の議会の議員の任期及び当該地方公共団体の長の任期がいずれも令和五年三月一日から同年五月三十一日までの間に満了する場合には、適用しない。

（同時選挙）

第四条 第一条の規定により行われる都道府県の議会の議員の選挙及び当該都道府県の知事選挙又は市町村若しくは特別区の議会の議員の選挙及び当該市町村若しくは特別区の長の選挙は、それぞれ公職選挙法第百十九条第一項の規定により同時に行う。

2 第一条の規定により行われる指定都市の議会の議員又は長の選挙及び当該指定都市の区域を包括する都道府県の議会の議員又は長の選挙は、公職選挙法第百十九条第二項の規定により同時に行う。この場合に

において、同法第二百十条第三項及び第二百二十一条の規定は、適用しない。

- 3 前二項の規定は、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律（平成十三年法律第百四十七号）第十四条第一項の規定により公職選挙法第十二章の規定を適用しないこととされる選挙については、適用しない。

（立候補の禁止）

第五条 第一条の規定により令和五年四月九日に行われる選挙（以下この項において「第二統一地方選挙」という。）又は公職選挙法第百十条第四項の規定により第一統一地方選挙と同時に行われる地方公共団体の議会の議員の再選挙若しくは同法第百十三条第三項の規定により第一統一地方選挙と同時に行われる地方公共団体の議会の議員の補欠選挙において公職の候補者となった者は、当該選挙に係る選挙区（選挙区がないときは、選挙の行われる区域。以下この項において同じ。）の全部又は一部を含む区域を区域とする選挙区において、第一条の規定により同月二十三日に行われる選挙（以下この項において「第二統一地方選挙」という。）、同法第百十条第四項の規定により第二統一地方選挙と同時に行われる地方公共団体の議会の議員の再選挙若しくは同法第百十三条第三項の規定により第二統一地方選挙と同時に行われる地

方公共団体の議会の議員の補欠選挙又は同法第三十三条の二第二項（同条第七項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により同日に行われる衆議院議員若しくは参議院議員の再選挙若しくは補欠選挙における公職の候補者となることができない。

- 2 前項の規定により公職の候補者となることができない者は、公職選挙法第六十八条第一項（第二号に係る部分に限る。）及び第三項（第二号に係る部分に限る。）、第八十六条第九項（第三号に係る部分に限る。）、第八十六条の二第七項（第二号に係る部分に限り、同法第八十六条の三第二項において準用する場合を含む。）並びに第八十六条の四第九項の規定の適用については、同法第八十七条第一項の規定により公職の候補者となることができない者とみなす。

（寄附等の禁止期間）

第六条 第一条第一項又は第二項の規定により行われる選挙について、公職選挙法第百九十九条の二及び第百九十九条の五の規定を適用する場合には、同法第百九十九条の二第一項ただし書に規定する期間並びに同法第百九十九条の五第一項ただし書、第二項及び第三項に規定する一定期間とは、同条第四項（第三号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、第一条第一項又は第二項の規定によるそれぞれの選挙の期日

前九十日に当たる日から当該選挙の期日までの間とする。

第七条 前条の規定は、次に掲げる市区町村の議会の議員又は長の任期満了による選挙については、適用しない。

一 令和五年三月一日から同月三十日までの間に任期が満了することとなる市区町村の議会の議員又は長の任期満了による選挙

二 令和五年三月三十一日から同年五月三十一日までの間に任期が満了することとなる市区町村の議会の議員の任期満了による選挙（市区町村であつて、当該市区町村の議会の議員の任期満了の日前九十一日に当たる日又は同年一月二十二日のいずれか早い日において現に在職する当該市区町村の長の任期満了の日が同年六月一日以後の日であり、かつ、当該任期満了の日前九十日に当たる日から当該任期満了の日の前日までの間に当該市区町村の議会の議員の任期満了の日があるもの（市区町村であつて、当該市区町村の議会の議員の任期満了の日前九十一日に当たる日又は同年一月二十二日のいずれか早い日において、当該市区町村の長の任期満了による選挙について第一条第二項後段の規定による告示がなされているものを除く。）の議会の議員の任期満了による選挙に限る。）

三 令和五年三月三十一日から同年五月三十一日までの間に任期が満了することとなる市区町村の長の任期満了による選挙（市区町村であつて、当該市区町村の長の任期満了の日前九十一日に当たる日又は同年一月二十二日のいずれか早い日において現に在職する当該市区町村の議会の議員の任期満了の日が同年六月一日以後の日であり、かつ、当該任期満了の日前九十日に当たる日から当該任期満了の日の前日までの間に当該市区町村の長の任期満了の日があるものの長の任期満了による選挙に限る。）

2 前項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、都道府県等の議会の議員の任期満了による選挙について準用する。この場合において、同号中「同年一月二十二日」とあるのは、「同年一月八日」と読み替えるものとする。

（政令への委任）

第八条 第二条から前条までに定めるもののほか、第一条の規定により行われる選挙に係る公職選挙法その他の法令の規定に関する技術的読替えその他この法律の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

全国多数の地方公共団体の議会の議員又は長の任期が令和五年三月、四月又は五月中に満了することとなる実情に鑑み、国民の地方選挙に対する関心を高めるとともに、これらの選挙の円滑かつ効率的な執行を図るため、これらの選挙の期日を統一するとともに、これに伴う公職選挙法の特例を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

政令第三百五十二号

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律施行令

内閣は、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（令和四年法律第八十四号）第八条の規定に基づき、この政令を制定する。

（選挙人名簿の登録に関する規定等の取扱い）

第一条 地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（以下「法」という。）第一条の規定により行われる選挙に係る次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

公職選挙法（昭和二十五年法律第五号）第二十二条第三項	政令で定めるところにより、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会（衆議院比例代表選出議員又は参議院比例代表選出議員の選挙については中央選挙管理会、参議院合同選挙区選	地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（令和四年法律第八十四号）第一条の規定により行われる選挙については、それぞれ同法第二条各号に掲げる選挙の区
----------------------------	---	---

	選挙については当該選挙に関する事務を管理する参議院合同選挙区選挙管理委員会）が定める日（以下この条において「選挙時登録の基準日」という。）	分に応じ当該各号に定める日（以下この項において「告示日」という。）の前日
公職選挙法第四十六条の二第二項及び第八十六条の四第七項	第三十三条第五項（第三十四条の二第五項において準用する場合を含む。）第三十四条第六項又は第九十九条第三項の規定により告示した期日	告示日の前日に
公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第十七条第一号	その任期が終わる日の	地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（令和四年法律第八十四号）第一条第二項に規定する選挙の期日

公職選挙法施行令第 四十九条の二第二項 ただし書及び第百二 十七条の三	法第三十二条第五項（法第三十四条の 二第五項において準用する場合を含む 。）、第三十四条第六項又は第百十九 条第三項の規定により告示した期日	地方公共団体の議会の議員及び長の選 挙期日等の臨時特例に関する法律第一 条第一項に規定する選挙の期日
--	---	--

（署名収集の禁止期間の取扱い）

第二条 法第一条第二項又は第二項の規定により行われる選挙に係る地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第九十二条第四項（第一号に係る部分に限り、同令第九十九条、第百条、第百十条、第百十六条、第百二十一条、第二百二十二条の二、第二百二十二条の四、第二百二十三条の二、第二百二十四条の二、第二百十五条の二、第二百十六条の三及び第二百七条の二並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令（昭和三十二年政令第二百二十一号）第三条第一項において準用する場合を含む。）及び市町村の合併の特例に関する法律施行令（平成十七年政令第五十五号）第二条第四項（同令第十四条（同令第十九条において準用する場合を含む。）及び第二十八条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同号中「任期満了の日」とあるのは、「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特

例に関する法律（令和四年法律第八十四号）第一条第一項に規定する選挙の期日」とする。

第三条 前条の規定は、次に掲げる法第一条第一項に規定する市区町村（以下この項及び次条において「市区町村」という。）の議会の議員又は長の任期満了による選挙については、適用しない。

- 一 令和五年三月一日から同月三十日までの間に任期が満了することとなる市区町村の議会の議員又は長の任期満了による選挙
- 二 令和五年三月三十一日から同年五月三十一日までの間に任期が満了することとなる市区町村の議会の議員の任期満了による選挙（市区町村であつて、当該市区町村の議会の議員の任期満了の日前六十一日に当たる日又は同年二月二十一日のいずれか早い日において現に在職する当該市区町村の長の任期満了の日が同年六月一日以後の日であり、かつ、当該任期満了の日前九十日に当たる日から当該任期満了日の前日までの間に当該市区町村の議会の議員の任期満了の日があるもの（市区町村であつて、当該市区町村の長の任期満了による選挙について法第一条第二項後段の規定による告示がなされたものを除く。）の議会の議員の任期満了による選挙に限る。）
- 三 令和五年三月三十一日から同年五月三十一日までの間に任期が満了することとなる市区町村の長の任

期満了による選挙（市区町村であつて、当該市区町村の長の任期満了の日前六十一日に当たる日又は同年二月二十一日のいずれか早い日において現に在職する当該市区町村の議会の議員の任期満了の日が同年六月一日以後の日であり、かつ、当該任期満了の日前九十日に当たる日から当該任期満了の日の前日までの間に当該市区町村の長の任期満了の日があるものの長の任期満了による選挙に限る。）

- 2 前項（第二号に係る部分に限る。）の規定は、法第二条第三号に規定する都道府県等の議会の議員の任期満了による選挙について準用する。この場合において、同項第二号中「同年二月二十一日」とあるのは、「同年二月七日」と読み替えるものとする。

（法第一条第二項後段の規定による告示をした場合の取扱い）

第四条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び市区町村の選挙管理委員会は、法第一条第二項後段の規定による告示をした場合には、直ちにその旨を都道府県の選挙管理委員会に届け出なければならない。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

理 由

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律第一条の規定により行われる地方公共団体の議会の議員又は長の選挙に関し、選挙人名簿の登録日に関する規定の適用の特例その他の公職選挙法等の特例等を定める必要があるからである。

報告事項 6 公職選挙法の一部改正(区割り改定法)について

総行選第127号
令和4年11月28日

各都道府県知事 } 殿
各都道府県選挙管理委員会委員長 }

総務大臣

公職選挙法の一部を改正する法律の施行について（通知）

第210回国会において成立をみた公職選挙法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）は、令和4年法律第89号をもって、本日公布されました。

今回の公職選挙法（昭和25年法律第100号）の改正は、衆議院議員選挙区画定審議会が行った衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案についての勧告を受けて衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定を行うとともに、衆議院比例代表選出議員の各選挙区において選挙すべき議員の数を改めることを目的として行われたものです。

貴職におかれましては、下記事項に御留意の上、貴都道府県内の市区町村長及び市区町村の選挙管理委員会に対しても今回の施行に係る改正法の趣旨の周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏のないよう、格別の御配慮をお願いします。

記

第1 衆議院小選挙区選出議員の選挙区に関する事項

衆議院小選挙区選出議員の選挙区について、令和2年国勢調査の結果による日本国民の人口に基づき衆議院議員選挙区画定審議会が行った衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案についての勧告を受けて、25都道府県において140選挙区の改定を行うものとされたこと（改正法による改正後の公職選挙法（以下「新法」という。）別表第一関係、別添参照）。

第2 衆議院比例代表選出議員の各選挙区において選挙すべき議員の数に関する事項

衆議院比例代表選出議員の各選挙区において選挙すべき議員の数について、令和2年国勢調査の結果による日本国民の人口に基づき、衆議院比例代表選出議員の選挙区において選挙すべき議員の数を東京都選挙区で2、南関東選挙区で1増加させるとともに、東北選挙区、北陸信越選挙区及び中国選挙区で1ずつ減少させるものとされたこと（新法別表第二関係）。

第3 施行期日等に関する事項

- 1 改正法は、公布の日から起算して1月を経過した日（令和4年12月28日）から施行するものとされたこと（改正法附則第1項関係）。
- 2 新法の規定は、衆議院議員の選挙については改正法の施行の日（以下「施行日」という。）以後初めてその期日を公示される衆議院議員の総選挙（以下「次回の総選挙」という。）から、衆議院議員の選挙以外の選挙については施行日以後その期日を公示され又は告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を公示された衆議院議員の総選挙、次回の総選挙の期日の公示の日の前日までにその期日を告示される衆議院議員の選挙及び施行日の前日までにその期日を公示され又は告示された選挙（衆議院議員の選挙を除く。）については、なお従前の例によるものとされたこと（改正法附則第2項関係）。

したがって、次回の総選挙の期日の公示の日の前日までにその期日を告示される衆議院小選挙区選出議員の補欠選挙等については、改正法による改正前の公職選挙法別表第一で定める衆議院小選挙区選出議員の選挙区で行われるものであること。

- 3 新法別表第一に掲げる行政区画その他の区域は、令和4年6月16日（以下「基準日」という。）現在によったものであって、基準日の翌日から施行日の前日までの間において同表に掲げる区域に変更があっても、当該選挙区に関する限り、行政区画その他の区域の変更がなかったものとみなすもの等とされたこと（改正法附則第3項関係）。

今回の改定で変更される選挙区

	都道府県数	選挙区数	都道府県別内訳 ※ ()内は該当選挙区	
1. 選挙区の数が増加することとなる都県の区域内の選挙区の改定に伴うもの	5	61	埼玉県 (12 : 1区、2区、3区、5区、6区、7区、8区、11区、12区、13区、14区、15区) 千葉県 (9 : 2区、4区、5区、6区、7区、8区、10区、11区、13区) 東京都 (22 : 1区、2区、3区、4区、5区、6区、7区、8区、9区、10区、11区、12区、13区、14区、16区、17区、18区、19区、21区、22区、23区、24区) 神奈川県 (11 : 5区、7区、8区、9区、10区、13区、14区、15区、16区、17区、18区) 愛知県 (7 : 5区、6区、7区、9区、10区、11区、14区)	
2. 選挙区の数が増えることとなる県の区域内の選挙区の改定に伴うもの	10	45	宮城県 (5 : 1区、3区、4区、5区、6区) 福島県 (5 : 1区、2区、3区、4区、5区) 新潟県 (6 : 1区、2区、3区、4区、5区、6区) 滋賀県 (3 : 2区、3区、4区) 和歌山県 (3 : 1区、2区、3区) 岡山県 (5 : 1区、2区、3区、4区、5区) 広島県 (6 : 1区、2区、3区、4区、5区、6区) 山口県 (4 : 1区、2区、3区、4区) 愛媛県 (4 : 1区、2区、3区、4区) 長崎県 (4 : 1区、2区、3区、4区)	
3. 較差2倍未満の人口基準に適合しない選挙区 (1に該当する選挙区を除く。)の改定に伴うもの	2	4	大阪府 (2 : 8区、9区) 福岡県 (2 : 1区、4区)	
4. その他作成方針に基づく改定に伴うもの	8	30		
(内訳)	①第49回総選挙当日有権者数で較差2倍以上となっている選挙区の改定に伴うもの	2	5	北海道 (3 : 3区、4区、5区) 兵庫県 (2 : 5区、6区)
	②合併等による市区の分割を解消する改定に伴うもの	6	25	茨城県 (5 : 1区、2区、4区、6区、7区) 栃木県 (4 : 1区、2区、4区、5区) 群馬県 (4 : 1区、2区、3区、5区) 岐阜県 (2 : 1区、3区) 静岡県 (8 : 1区、2区、3区、4区、5区、6区、7区、8区) 島根県 (2 : 1区、2区)
合計	25	140		

(参考) 選挙区の区域に変更がない府県 22 府県

青森県、岩手県、秋田県、山形県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、三重県、京都府、奈良県、鳥取県、徳島県、香川県、高知県、佐賀県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

注：「較差2倍未満の人口基準に適合しない選挙区」とは、区割り改定案の作成方針（令和4年2月21日）1（1）で定める議員1人当たり人口最少県の人口最少選挙区（鳥取県第2区）の人口以上であって、かつ、当該人口の2倍未満の基準（令和2年日本国民の人口では273,973人～547,945人）に適合しない選挙区である。

公職選挙法の一部を改正する法律 (区割り改定法) の概要

- 衆議院議員選挙区画定審議会が行った衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案についての勧告を受けて衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定を行うとともに、衆議院比例代表選出議員の各選挙区において選挙すべき議員の数を改める。

○ 改正内容

【衆議院小選挙区選挙関係】

- ・ 令和2年の国勢調査（日本国民の人口）の結果に基づき衆議院議員選挙区画定審議会が行った衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定案についての勧告（令和4年6月16日）を受けて、衆議院小選挙区選出議員の選挙区の改定（25都道府県140選挙区）を行う。
 - ※ このほか市制施行などによる表記等の改正を行う選挙区が4選挙区ある。

【衆議院比例代表選挙関係】

- ・ 令和2年の国勢調査（日本国民の人口）の結果に基づき、衆議院比例代表選出議員の各選挙区において選挙すべき議員の数の改正を行う。
 - ※ 東京都：17人→19人 南関東：22人→23人
東北：13人→12人 北陸信越：11人→10人 中国：11人→10人

○ 施行・適用

施行：公布の日から起算して1月を経過した日から施行

適用：施行日以後初めてその期日を公示される衆議院総選挙から適用

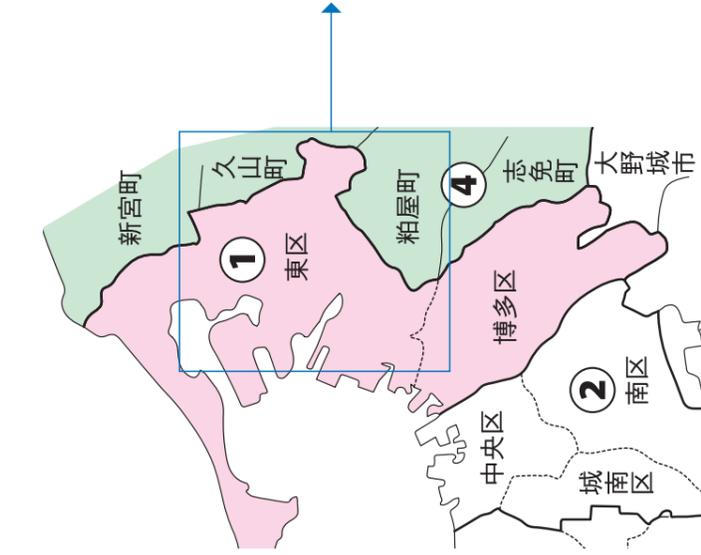
- ※ 総選挙より前に実施される補欠選挙については、現行の区割りに基づいて実施される。

福岡県

福岡市東区

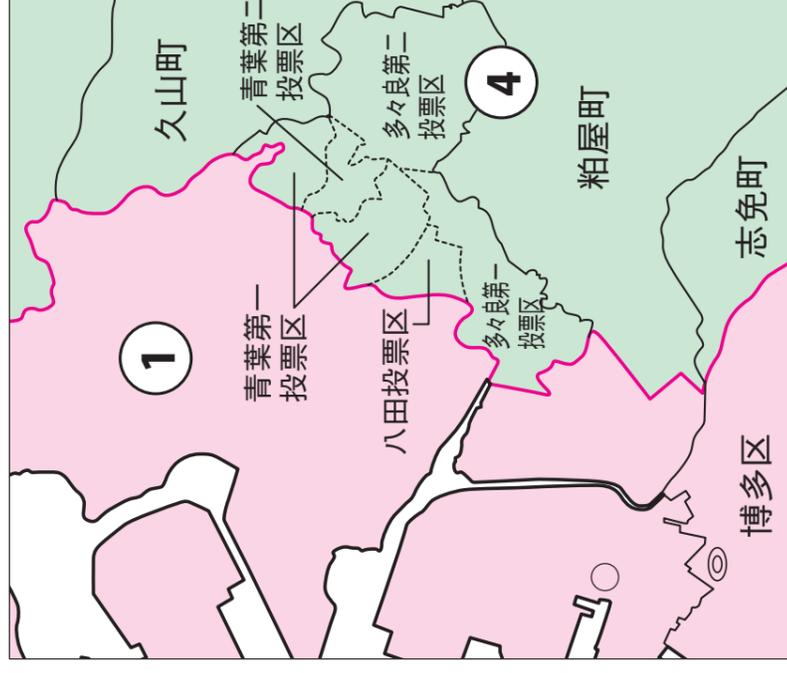
衆議院議員選挙の小選挙区が改定されました。
次の衆議院議員総選挙からは、新しい選挙区で選挙が行われます。

[改定前]



◎:県庁 ○:区役所
丸数字は選挙区番号

[改定後]



◎:県庁 ○:区役所
丸数字は選挙区番号

お問い合わせは

- 総務省選挙部
- 市区町村選挙管理委員会
- 都道府県選挙管理委員会

福岡市東区

第1区の区域

大字勝馬、大字弘、大字志賀島、西戸崎1丁目～6丁目、大岳1丁目～4丁目、大字西戸崎、大字奈多、雁の巣1丁目、雁の巣2丁目、奈多1丁目～3丁目、奈多団地、塩浜1丁目～3丁目、大字三苫、三苫1丁目～8丁目、美和台新町、美和台1丁目～7丁目、高美台1丁目～4丁目、和白東1丁目～5丁目、和白丘1丁目～4丁目、和白1丁目～6丁目、大字上和白、松香台1丁目、松香台2丁目、唐原1丁目～7丁目、大字浜男、御島崎1丁目、御島崎2丁目、大字下原、下原1丁目～5丁目、大字香椎（1番地から118番地までを除く。）、香椎1丁目～6丁目、香椎台1丁目～5丁目、香椎駅東1丁目～4丁目、香椎駅前1丁目～3丁目、香椎団地、香住ヶ丘1丁目～7丁目、城浜団地、名島1丁目～5丁目、香椎浜1丁目～4丁目、香椎照葉1丁目～7丁目、みなと香椎1丁目～3丁目、香椎浜ふ頭1丁目～4丁目、千早1丁目～6丁目、松崎1丁目～4丁目、舞松原1丁目～6丁目、水谷1丁目～3丁目、若宮2丁目～5丁目、松島1丁目、松島2丁目、松島3丁目（1番から30番まで）、松島4丁目、松島5丁目（1番から20番まで）、松島6丁目、松田1丁目～3丁目、箱崎1丁目～7丁目、箱崎ふ頭1丁目～6丁目、原田1丁目～4丁目、貝塚団地、東浜1丁目、東浜2丁目、社領1丁目～3丁目、郷口町、筥松1丁目～4丁目、筥松新町、二又瀬、二又瀬新町、馬出1丁目～6丁目

第4区の区域

[多々良第一投票区、多々良第二投票区、八田投票区、青葉第一投票区、青葉第二投票区に属する区域]
 大字香椎（1番から118番まで）、蒲田1丁目～5丁目、大字名子、みどりが丘1丁目～3丁目、名子1丁目～3丁目、青葉1丁目～7丁目、土井1丁目～4丁目、八田1丁目～4丁目、多々良1丁目、多々良2丁目、若宮1丁目、多の津1丁目～5丁目、松島3丁目（31番から35番まで）、松島5丁目（21番から29番まで）

報告事項 7 最高裁判所裁判官国民審査法の一部改正（在 外国民審査制度の創設等）について

総行選第 122 号
令和 4 年 11 月 18 日

各 都 道 府 県 知 事
各都道府県選挙管理委員会委員長
各 指 定 都 市 市 長
各指定都市選挙管理委員会委員長

） 殿

総 務 大 臣

最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律の施行について（通知）

第 210 回国会において成立をみた最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）は、令和 4 年法律第 86 号をもって本日公布され、公布の日から起算して 3 月を超えない範囲内において政令で定める日から施行されます。

今回の最高裁判所裁判官国民審査法（昭和 22 年法律第 136 号）の改正は、国外に居住している国民の最高裁判所裁判官国民審査における審査権行使の機会を保障するため、分離記号式投票による在外投票を可能とするとともに、遠洋区域を航行区域とする船舶等に乗船中の船員等の審査の投票の機会を確保するため、洋上投票等を可能とするほか、所要の規定の整備を行うことを目的として行われました。

貴職におかれましては、改正法の内容を十分御理解されるとともに、改正法による改正後の最高裁判所裁判官国民審査法（以下「新法」という。）の運用に遺漏のないよう、下記事項に御留意の上、各都道府県知事及び各都道府県選挙管理委員会委員長におかれましては、貴都道府県内の指定都市を除く市区町村長及び市区町村の選挙管理委員会に対しても、格別の御配慮をお願いします。

なお、改正法の施行に伴い、最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和 23 年政令第 122 号）等についても所要の改正を行うこととしており、その内容については、別途通知する予定です。

また、本件通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

- 第 1 在外投票に関する事項
 - 1 審査に付される裁判官の告示等

(1) 中央選挙管理会は、衆議院議員総選挙の期日の公示の日に、審査の期日並びに審査に付される裁判官の氏名及び裁判官の氏名の告示順序を示す番号（以下「告示番号」という。）を官報で告示しなければならないものとされたこと。

（新法第5条第1項関係）

(2) 中央選挙管理会は、審査の告示をしたときは、直ちに、審査に付される裁判官の氏名及び告示番号その他政令で定める事項を都道府県の選挙管理委員会に通知しなければならないものとされたこと。（新法第5条の2第1項関係）

2 審査人の名簿

審査には、公職選挙法（昭和25年法律第100号）に規定する選挙人名簿及び在外選挙人名簿で衆議院議員総選挙について用いられるものを用いるものとされたこと。（新法第8条関係）

3 投票用紙の調製

在外投票を行う場合における投票用紙（点字による審査の投票に用いるものを除く。以下この3において同じ。）には、1から15までの数字を印刷するとともに、当該数字のそれぞれに対する×の記号を記載する欄を設けなければならないものとし、総務大臣は、総務省令で定める様式により当該投票用紙を調製しなければならないものとされたこと。（新法第14条第5項関係）

4 在外投票の方式

審査人は、在外投票を行う場合には、公職選挙法第49条の2第1項各号に規定する場所において、罷免を可とする裁判官については投票用紙に印刷された数字のうち当該裁判官に係る告示番号に相当するものに対する記載欄に自ら×の記号を記載し、罷免を可としない裁判官については投票用紙に印刷された数字のうち当該裁判官に係る告示番号に相当するものに対する記載欄に何らの記載をしないで（在外公館等における在外投票を行う場合（点字による審査の投票を行う場合に限る。）には、投票用紙に、罷免を可とする裁判官があるときは自ら当該裁判官の氏名を記載し、罷免を可とする裁判官がないときは何らの記載をしないで）、これを封筒に入れて在外公館の長に提出し、又はこれを郵便等により送付しなければならないものとされたこと。（新法第16条の4関係）

5 罰則

(1) 在外投票の場合の罰則について、公職選挙法第255条の2の規定を準用するものとされたこと。（新法第49条関係）

(2) 利益供与等の罪、審査の自由を妨害する罪、詐偽投票罪、投票の秘密侵害罪及びこれらに類する罪は、国外においてその罪を犯した日本国民に適用するものとされたこと。（新法第49条の2関係）

第2 洋上投票等に関する事項

1 投票送信用紙の調製

洋上投票等を行う場合における投票送信用紙には、1から15までの数字を印刷するとともに、当該数字のそれぞれに対する×の記号を記載する欄を設けなければならないものとし、指定市町村（公職選挙法第49条第7項又は第9項に規定する市町村をいう。2において同じ。）の選挙管理委員会は、総務省令で定める様式に準じて当該投票送信用紙を調製しなければならないものとされたこと。（新法第14条第4項関係）

2 洋上投票等の方式

審査人は、洋上投票等を行う場合には、公職選挙法第49条第7項（同条第8項において準用する場合を含む。）又は第9項に規定する場所において、罷免を可とする裁判官については投票送信用紙に印刷された数字のうち当該裁判官に係る告示番号に相当するものに対する記載欄に自ら×の記号を記載し、罷免を可としない裁判官については投票送信用紙に印刷された数字のうち当該裁判官に係る告示番号に相当するものに対する記載欄に何らの記載をしないで、これを指定市町村の選挙管理委員会の委員長にファクシミリ装置を用いて送信しなければならないものとされたこと。（新法第16条の3関係）

3 罰則

洋上投票等の場合の罰則について公職選挙法第255条の規定を準用する場合の読替えを定めるものとされたこと。（新法第49条関係）

第3 その他

1 審査に付される裁判官の氏名及び告示番号の周知等に係る規定の整備

- (1) 中央選挙管理会は、審査に付される裁判官の氏名及び告示番号を、インターネットの利用その他の適切な方法により、審査人に周知させなければならないものとされたこと。（新法第52条第2項関係）
- (2) 都道府県の選挙管理委員会及び市町村の選挙管理委員会は、審査に付される裁判官の氏名及び告示番号を、インターネットの利用その他の適切な方法により、審査人に周知させるように努めなければならないものとされたこと。（新法第52条第3項関係）
- (3) 在外公館の長は、審査に付される裁判官の氏名及び告示番号を、在外公館等における在外投票をしようとする審査人に知らせなければならないものとされたこと。（新法第52条第4項関係）

2 開票立会人の選任に係る規定の整備

開票管理者が、その開票区の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村における選挙人名簿に登録された者の中から、本人の承諾を得て、審査における開票立会人3人を選任した場合は、衆議院小選挙区選出議員の選挙における開票立会人は、審査における開票立会人とならないものとされたこと。(新法第19条第2項ただし書関係)

3 審査分会立会人及び審査立会人の選任要件の緩和

- (1) 審査分会長は、審査権を有する者の中から審査分会立会人3人を選任するものとされたこと。(新法第27条第4項関係)
- (2) 審査長は、審査権を有する者の中から審査立会人3人を選任するものとされたこと。(新法第30条第4項関係)

4 投票等の保存に関する事務の合理化

審査の投票等は、審査の期日から5年間(審査無効の訴訟又は罷免無効の訴訟が提起された場合には、当該訴訟が裁判所に係属しなくなった日又は審査の期日から5年を経過する日のうちいずれか遅い日までの間)、保存しなければならないものとされたこと。(新法第24条、第28条第2項及び第31条第2項関係)

第4 施行期日等

- 1 改正法は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとされたこと。(改正法附則第1条関係)
- 2 新法の規定は、原則としてこの法律の施行の日以後その期日を告示される審査について適用するものとされたこと。(改正法附則第2条第1項関係)
- 3 その他所要の規定の整備がされたこと。

以上

最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律 (在外国民審査制度の創設等) の概要

- 令和4年5月25日の最高裁判所大法廷判決において、在外国民に対して最高裁判所裁判官国民審査における投票を認めていない現行制度は違憲であると判示されたことを受け、在外国民による在外国民審査を可能とする等の措置を講ずる。

【改正内容】

1. 在外国民審査制度の創設

- 投票用紙の事前の調製が可能で、審査人の意思表示が容易な分離記号式(番号式)投票とする。

■分離記号式(番号式)投票のイメージ

	…		×			× を書く欄
15	…	4	3	2	1	裁判官の氏名 の告示順序を 示す番号

<概要>

- ・ 投票用紙には1から15までの数字を印刷
- ・ 審査の告示に際して、裁判官の氏名の告示順序※を示す番号(告示番号)を告示
※ 中央選挙管理会がくじで定めた順序
- ・ 罷免を可とする裁判官の告示番号に対応する欄に×を記載

- 在外選挙と同様、①在外公館投票、②郵便等投票、③国内における投票によることとする。

2. 洋上投票制度等の創設

- 遠洋区域を航行区域とする船舶等に乗船中の船員や南極地域観測隊員についても、現行制度では国民審査について特別な投票方法がないことから、衆議院総選挙・参議院通常選挙と同様の投票方法(FAX投票)を整備する。

3. その他

- 在外国民審査制度の創設等に併せ、審査人に対する周知や審査事務の合理化に関する以下の改正を行う。
 - ・ 審査に付される裁判官の氏名及び告示番号の周知に係る規定を整備する。
 - ・ 開票立会人の選任に係る規定を整備する。
 - ・ 審査立会人及び審査分会立会人の選任要件を審査権を有する者に緩和する。
 - ・ 投票等の保存に係る事務を合理化する。

【施行期日】

公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日

改 正 案	現 行
<p>第一章 総則</p> <p>第五条(審査の期日及び裁判官の氏名等の告示) 中央選挙管理会は、衆議院議員総選挙の期日の公示の日に、審査の期日並びに審査に付される裁判官の氏名及び次項に規定する裁判官の氏名の告示順序を不ず番号(以下「告示番号」という。)を官報で告示しなければならない。</p> <p>②⑤ (略)</p> <p>第五条の二(審査に付される裁判官に関する通知) 中央選挙管理会は、審査の告示をしたときは、直ちに、審査に付される裁判官の氏名及び告示番号その他政令で定める事項を都道府県の選挙管理委員会に通知しなければならない。この場合において、審査に付される裁判官が二人以上あるときは、前条第二項から第五項までの規定により定められた裁判官の氏名の告示順序により、通知しなければならない。</p> <p>②⑤ (略)</p> <p>第八条(審査人の名簿) 審査には、公職選挙法(昭和三十五年法律第百号)に規定する選挙人名簿及び在外選挙人名簿で衆議院議員総選挙について用いられるものを用いる。</p> <p>第二章 投票及び開票</p>	<p>第一章 総則</p> <p>第五条(審査の期日及び裁判官の氏名)の告示) 中央選挙管理会は、衆議院議員総選挙の期日の公示の日に、審査の期日及び審査に付される裁判官の氏名を官報で告示しなければならない。</p> <p>②⑤ (略)</p> <p>第五条の二(審査に付される裁判官に関する通知) 中央選挙管理会は、審査の告示をしたときは、直ちに、審査に付される裁判官の氏名その他政令で定める事項を都道府県の選挙管理委員会に通知しなければならない。この場合において、審査に付される裁判官が二人以上あるときは、前条第二項から第五項までの規定により定められた裁判官の氏名の告示順序により、通知しなければならない。</p> <p>②⑤ (略)</p> <p>第八条(審査人の名簿) 審査には、公職選挙法(昭和三十五年法律第百号)に規定する選挙人名簿で衆議院議員総選挙について用いられるものを用いる。</p> <p>第二章 投票及び開票</p>

<p>第十四条(投票用紙等の調製) 投票用紙には、審査に付される裁判官の氏名として通知裁判官の氏名を第四条の二第二項の規定による通知の順序により印刷するとともに、審査に付される裁判官としてその氏名を印刷する者のそれぞれに対する×の記号を記載する欄を設けなければならないものとし、都道府県の選挙管理委員会は、総務省令で定める様式に準じて投票用紙を調製しなければならない。</p> <p>② 前項の規定にかかわらず、第四条の二第二項に規定する場合には、投票用紙には、審査に付される裁判官の氏名として新通知裁判官の氏名を同項の規定による通知(当該通知が二以上あるときは、その直近のもの)の順序により印刷するとともに、審査に付される裁判官としてその氏名を印刷する者のそれぞれに対する×の記号を記載する欄を設けなければならないものとし、都道府県の選挙管理委員会は、総務省令で定める様式に準じて投票用紙を調製しなければならない。</p> <p>③ 点字による審査の投票を行う場合における投票用紙は、前二項の規定にかかわらず、総務省令で定める様式に準じて都道府県の選挙管理委員会(当該投票用紙のうち第十六条の四に規定する在外投票に用いるものにあつては、総務省令で定める様式により総務大臣)が調製しなければならない。</p> <p>④ 第十六条の三に規定する洋上投票等を行う場合における投票送信用紙には、一から十五までの数字を印刷するとともに、当該数字のそれぞれに対する×の記号を記載する欄を設けなければならないものとし、指定市町村(公職選挙法第四十九条第七項又は第九項に規定する市町村をいう。第十六条の三において同じ。)の選挙管理委員会は、総務省令で定める様式に準じて当該投票送信用紙を調製しなければならない。</p> <p>⑤ 第十六条の四に規定する在外投票を行う場合における投票用紙(点字</p>	<p>第十四条(投票用紙の調製) 投票用紙には、審査に付される裁判官の氏名として通知裁判官の氏名を第四条の二第一項の規定による通知の順序により印刷するとともに、審査に付される裁判官としてその氏名を印刷する者のそれぞれに対する×の記号を記載する欄を設けなければならないものとし、都道府県の選挙管理委員会は、別記様式に準じて投票用紙を調製しなければならない。</p> <p>② 前項の規定にかかわらず、第四条の二第二項に規定する場合には、投票用紙には、審査に付される裁判官の氏名として新通知裁判官の氏名を同項の規定による通知(当該通知が二以上あるときは、その直近のもの)の順序により印刷するとともに、審査に付される裁判官としてその氏名を印刷する者のそれぞれに対する×の記号を記載する欄を設けなければならないものとし、都道府県の選挙管理委員会は、別記様式に準じて投票用紙を調製しなければならない。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
---	---

による審査の投票に用いるものを除く。以下この項において同じ。）には、第一項及び第二項の規定にかかわらず、一から十五までの数字を印刷するとともに、当該数字のそれぞれに対する×の記号を記載する欄を設けなければならないものとし、総務大臣は、総務省令で定める様式により当該投票用紙を調製しなければならない。

第十四条の二（裁判官が退官等した場合における投票用紙の取扱い等）
（略）

② （略）

③ 前二項の場合においては、市町村の選挙管理委員会は、政令で定めるところにより、前条第一項又は第二項の規定により投票用紙に審査に付される裁判官としてその氏名が印刷された者の中に審査を行わないこととなつた者がある旨の掲示をしなければならない。

④ 前三項の規定は、前条第一項又は第二項の規定により投票用紙に審査に付される裁判官としてその氏名が印刷された者のいずれかについてその氏名に変更が生じた場合について準用する。この場合において、第一項中「第五条第三項又は第五条の三第一項に規定する」とあり、及び第二項中「第五条第五項又は第五条の三第一項に規定する」とあるのは「同項の規定により投票用紙に審査に付される裁判官としてその氏名が印刷された者のいずれかについてその氏名に変更が生じた」と、前項中「審査を行わないこととなつた」とあるのは「氏名に変更が生じた」と読み替えるものとする。

第十五条（投票の方式） 審査人は、投票所において、罷免を可とする裁判官については投票用紙の当該裁判官に対する記載欄に自ら×の記号を記載し、罷免を可としない裁判官については投票用紙の当該裁判官

第十四条の二（裁判官が退官等した場合における投票用紙の取扱い等）
（略）

② （略）

③ 前二項の場合においては、市町村の選挙管理委員会は、政令で定めるところにより、前条の規定により投票用紙に審査に付される裁判官としてその氏名が印刷された者の中に審査を行わないこととなつた者がある旨の掲示をしなければならない。

④ 前三項の規定は、前条の規定により投票用紙に審査に付される裁判官としてその氏名が印刷された者のいずれかについてその氏名に変更が生じた場合について準用する。この場合において、第一項中「第五条第三項又は第五条の三第一項に規定する」とあり、及び第二項中「第五条第五項又は第五条の三第一項に規定する」とあるのは「同項の規定により投票用紙に審査に付される裁判官としてその氏名が印刷された者のいずれかについてその氏名に変更が生じた」と、前項中「審査を行わないこととなつた」とあるのは「氏名に変更が生じた」と読み替えるものとする。

第十五条（投票の方式） 審査人は、投票所において、罷免を可とする裁判官については、投票用紙の当該裁判官に対する記載欄に自ら×の記号を記載し、罷免を可としない裁判官については、投票用紙の当該裁判官

に対する記載欄に何らの記載をしないで、これを投票箱に入れなければならない。

② （略）

第十六条（点字による投票） 審査人は、点字による審査の投票を行う場合には、前条第二項の規定にかかわらず、投票所において、投票用紙に、罷免を可とする裁判官があるときは自ら当該裁判官の氏名を記載し、罷免を可とする裁判官がないときは何らの記載をしないで、これを投票箱に入れなければならない。

（前条）

第十六条の三（洋上投票等） 審査人は、第二十六条の規定によりその例によることとされる公職選挙法第四十九条第七項から第九項までの規定による審査の投票（第二十一条第三項において「洋上投票等」という。）

を行う場合には、第十五条第一項の規定にかかわらず、同法第四十九条第七項（同条第八項において準用する場合を含む。）又は第九項に規定する場所において、罷免を可とする裁判官については投票送信用紙に印刷された数字のうち当該裁判官に係る告示番号に相当するものに対する記載欄に自ら×の記号を記載し、罷免を可としない裁判官については投票送信用紙に印刷された数字のうち当該裁判官に係る告示番号に相当するものに対する記載欄に何らの記載をしないで、これを指定市町村の選挙管理委員会の委員長にフアクシミリ装置を用いて送信しなければならない。

第十六条の四（在外投票） 審査人は、第二十六条の規定によりその例に

に対する記載欄に何等の記載をしないで、これを投票箱に入れなければならない。

② （略）

第十六条（点字による投票） 点字による審査の投票を行う場合には、審査人は、投票所において、投票用紙に、罷免を可とする裁判官があるときはその裁判官の氏名を自ら記載し、罷免を可とする裁判官がないときは何等の記載をしないで、これを投票箱に入れなければならない。

② 前項の場合における投票用紙の様式その他必要な事項は、政令でこれを定める。

（新設）

（新設）

よることとされる公職選挙法第四十九条の二第二項の規定による審査の投票（第二十二條第三項において「在外投票」という。）を行う場合には、第十五條第二項及び第十六條の規定にかかわらず、同法第四十九条の二第二項各号に規定する場所において、罷免を可とする裁判官については投票用紙に印刷された数字のうち当該裁判官に係る告示番号に相当するものに対する記載欄に自ら×の記号を記載し、罷免を可とし、ない裁判官については投票用紙に印刷された数字のうち当該裁判官に係る告示番号に相当するものに対する記載欄に何らの記載をしないうで（第三十六條の規定によりその例によることとされる同項第一号の規定による審査の投票を行う場合（点字による審査の投票を行う場合に限る。））には、投票用紙に、罷免を可とする裁判官があるときは自ら当該裁判官の氏名を記載し、罷免を可とする裁判官がないときは何らの記載をしないうで、これを封筒に入れて同法第四十九条の二第二項第一号に規定する在外公館の長（第五十二條第四項において「在外公館の長」という。）に提出し、又はこれを同法第四十九条第二項に規定する郵便等により送付しなければならない。

第十九條（開票に関する事務の担任）（略）

② 衆議院小選挙区選出議員の選挙における開票立会人は、審査における開票立会人となるものとする。ただし、開票管理者が、その開票区の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村における第八條の選挙人名簿に登録された者の中から、本人の承諾を得て、審査における開票立会人三人を選任した場合は、この限りでない。

第二十二條（投票の効力） 審査の投票（点字による審査の投票を除く。）で次の各号のいずれかに該当するものは、無効とする。

一―三（略）

② 第十四條第一項又は第二項の規定により投票用紙に審査に付される裁判官としてその氏名が印刷された者が二人以上の場合には、前項第三号に該当する投票は、その記載のみを無効とする。これらの者のいずれに対して×の記号を記載したかを確認し難い記載も、同様とする。

③ 洋上投票等又は在外投票（点字による審査の投票を除く。）で第四項第三号に該当する投票は、その記載のみを無効とする。投票送信用紙又は投票用紙に印刷された数字のいずれに対して×の記号を記載したかを確認し難い記載も、同様とする。

④ 点字による審査の投票で次の各号のいずれかに該当するものは、無効とする。

- 一 所定の用紙を用いないもの
- 二 審査に付される裁判官の氏名以外の事項のみを記載したもの
- 三 審査に付される裁判官の氏名のほか、他事を記載したもの。ただし、職業、身分、住所又は敬称の類を記入したものは、この限りでない。
- 四 審査に付される裁判官の氏名を自書しないもの
- 五 審査に付される裁判官の何人に記載したかを確認し難いもの

⑤ 審査に付される裁判官が二人以上の場合には、前項第四号又は第五号に該当する点字による審査の投票は、その記載のみを無効とする。

⑥ 点字による審査の投票に、審査に付される同一裁判官の氏名の二以上の記載があるときは、これを一の記載とみなす。

第二十四條（投票等の保存） 審査の投票は、有効無効を区別し、審査の投票録及び開票録と併せて、市町村の選挙管理委員会において、審査の期日から五年間（第三十六條又は第三十八條の規定による訴訟が提起さ

第十九條（開票に関する事務の担任）（略）

② 衆議院小選挙区選出議員の選挙における開票立会人は、審査における開票立会人となるものとする。

第二十二條（投票の効力） 審査の投票
で次の各号のいずれかに該当するものは、無効とする。

一―三（略）

② 第十四條の規定により投票用紙に審査に付される裁判官としてその氏名が印刷された者が二人以上の場合には、前項第三号に該当する投票は、その記載のみを無効とする。これらの者のいずれに対して×の記号を記載したかを確認し難い記載も、同様とする。

（新設）

（新設）

（新設）

（新設）

第二十四條（投票等の保存） 審査の投票は、有効無効を区別し、審査の投票録及び開票録と併せて、市町村の選挙管理委員会において、審査の期日から十年間これを

れた場合には、当該訴訟が裁判所に係属しなくなった日又は審査の期日から五年を経過する日のうちいずれか遅い日までの間、保存しなければならない。

第二十五条（選挙の投票を行わない場合） 公職選挙法第百条第一項の規定により衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票を行わない場合においても、審査は行方。

② 前項の場合における審査の投票及び開票に関しては、第十二条第一項、第十三条、第十六条の二第一項本文、第十九条第二項及び第二十条の規定にかかわらず、公職選挙法第三十七条第二項、第二項、第五項及び第七項、第三十九条から第四十一条まで（これらの規定を同法第四十八条の二第六項において読み替えて準用する場合を含む。）、第六十一条第一項、第二項及び第五項並びに第六十三条から第六十五条までの規定を準用する。この場合において、同法第四十一条第一項中「選挙の期日から少くとも五日前に」とあり、及び同法第四十八条の二第六項において読み替えて準用する同法第四十一条第一項中「選挙の期日の公示又は告示の日」とあるのは、「あらかじめ」と読み替えるものとする。

③ （略）

④ 第二項の開票においては、第十九条第三項本文の規定にかかわらず、同項ただし書に規定する場合を除き、開票管理者は、その開票区の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村における第八条の選挙人名簿に登録された者の中から、本人の承諾を得て、開票立会人三人を選任しなければならない。

第二十六条（投票及び開票に関するその他の事項） この法律及びこの法律に基づき命令に規定するもののほか、投票及び開票に関しては、衆議

保存しなければならない。

第二十五条（選挙の投票を行わない場合） 公職選挙法第百条第一項の規定により衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票を行わない場合においても、審査は、これを行う。

② 前項の場合における審査の投票及び開票に関しては、第十二条第一項、第十三条、第十六条の二第一項本文、第十九条第二項及び第二十条の規定にかかわらず、公職選挙法第三十七条第二項、第二項、第五項及び第七項、第三十九条、第四十一条

、第六十一条第一項、第二項及び第五項並びに第六十三条から第六十五条までの規定を準用する。

③ （略）

④ 第二項の開票においては、第十九条第三項の規定にかかわらず、開票管理者は、その開票区の区域の全部又は一部をその区域に含む市町村における第八条の選挙人名簿に登録された者の中から、本人の承諾を得て、開票立会人三人を選任しなければならない。

第二十六条（投票及び開票に関するその他の事項） この法律及びこの法律に基づき命令に規定するもののほか、投票及び開票に関しては、衆議

院小選挙区選出議員の選挙の投票及び開票の例による。

第三章 審査分会及び審査会

第二十七条（審査分会） 審査分会は、都道府県ごとに都道府県庁又は都道府県の選挙管理委員会の指定した場所で開く。

② 審査分会長は、審査権を有する者の中から都道府県の選挙管理委員会の選任した者をもって充てる。

③ （略）

④ 審査分会長は、審査権を有する者の中から審査分会立会人三人を選任しなければならない。

⑤ 審査分会長は、都道府県の区域内における全ての開票管理者から第二十一条の規定による報告を受けた日又はその翌日に審査分会を開き、審査分会立会人立会の上、その報告を調査しなければならない。

第二十八条（審査分会録） （略）

② 審査分会録は、第二十一条の規定による報告に関する書類と併せて、都道府県の選挙管理委員会において、審査の期日から五年間（第三十六条又は第二十八条の規定による訴訟が提起された場合には、当該訴訟が裁判所に係属しなくなった日又は審査の期日から五年を経過する日のうちいずれか遅い日までの間）、保存しなければならない。

第三十条（審査会） 審査会は、中央選挙管理会の指定した場所で開く。

院小選挙区選出議員の選挙の投票（公職選挙法第四十九条第七項から第九項までの規定による投票に関する部分を除く。）及び開票の例による。

第三章 審査分会及び審査会

第二十七条（審査分会） 審査分会は、都道府県ごとに都道府県庁又は都道府県の選挙管理委員会の指定した場所でこれを開く。

② 審査分会長は、審査権を有する者の中から都道府県の選挙管理委員会の選任したものを以て、これに充てる。

③ （略）

④ 審査分会長は、当該都道府県の区域内における第八条の選挙人名簿に登録された者の中から審査分会立会人三人を選任しなければならない。

⑤ 審査分会長は、都道府県の区域内におけるすべての開票管理者から第二十一条の報告を受けた日又はその翌日に審査分会を開き、審査分会立会人立会の上、その報告を調査しなければならない。

第二十八条（審査分会録） （略）

② 審査分会録は、第二十一条の報告に関する書類と併せて、都道府県の選挙管理委員会において、審査の期日から十年間これを保存しなければならない。

第三十条（審査会） 審査会は、中央選挙管理会の指定した場所でこれを開く。

② 審査長は、審査権を有する者の中から中央選挙管理会の選任した者をもつて充てる。

③ (略)

④ 審査長は、審査権を有する者の中から審査立会人三人を選任しなければならない。

⑤ 審査長は、全ての審査分会長から前条の規定による報告を受けた日又はその翌日に審査会を開き、審査立会人立会いの上、その報告を調査しなければならない。

第二十一条 (審査録) (略)

② 審査録は、第二十九条の規定による報告に関する書類と併せて、中央選挙管理会において、審査の期日から五年間(第三十六条又は第三十八条の規定による訴訟が提起された場合には、当該訴訟が裁判所に係属しなくなった日又は審査の期日から五年を経過する日のうちいずれか遅い日までの間)、保存しなければならない。

第三十二条 (罷免を可とされた裁判官) 罷免を可とする投票の数が罷免を可としない投票の数より多い裁判官は、罷免を可とされたものとする。ただし、投票の総数が、公職選挙法第二十二條第一項又は第三項の規定による選挙人名簿の登録が行われた日のうち審査の期日の直前の日現在において第八条の選挙人名簿に登録されている者及び審査の告示の日現在において同条の在外選挙人名簿に登録されている者の総数の百分の一に達しないときは、この限りでない。

第七章 罰則

② 審査長は、審査権を有する者の中から中央選挙管理会の選任した者をもつて、これに充てる。

③ (略)

④ 審査長は、第八条の選挙人名簿に登録された者の中から審査立会人三人を選任しなければならない。

⑤ 審査長は、すべての審査分会長から前条の報告を受けた日又はその翌日に審査会を開き、審査立会人立会いの上、その報告を調査しなければならない。

第二十一条 (審査録) (略)

② 審査録は、第二十九条の報告に関する書類と併せて、中央選挙管理会において、審査の期日から十年間これを保存しなければならない。

第三十二条 (罷免を可とされた裁判官) 罷免を可とする投票の数が罷免を可としない投票の数より多い裁判官は、罷免を可とされたものとする。ただし、投票の総数が、公職選挙法第二十二條第一項又は第三項の規定による選挙人名簿の登録が行われた日のうち審査の期日の直前の日現在において第八条の選挙人名簿に登録されている者の総数の百分の一に達しないときは、この限りでない。

第七章 罰則

第四十七条 (職権濫用等の罪) 審査に関し国若しくは地方公共団体の公務員、行政執行法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第四項に規定する行政執行法人をいう。次項において同じ。)若しくは特定地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。次項において同じ。)の役員若しくは職員又は第四十四条第三項前段に規定する者が、故意にその職務の執行を怠り、又はその職権を濫用して審査の自由を妨害したときは、これを四年以下の禁錮に処する。

② 国若しくは地方公共団体の公務員、行政執行法人若しくは特定地方独立行政法人の役員若しくは職員又は第四十四条第三項前段に規定する者が、審査人に対しその投票しようとし又は投票した内容の表示を求めたときは、これを六箇月以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

第四十九条 (公職選挙法の罰則準用) 審査に関しては、公職選挙法第二百二十七条から第二百三十四条まで、第二百三十七条から第二百三十八条まで、第二百五十五條及び第二百五十五條の二の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二百二十七条	中央選挙管理会の委員若しくは中央選挙管理会の庶務に従事する総務省の職員、参議院合同選挙区選挙管理委員会の委員若しくは職員、選挙管理委員会の委員若しくは職員	最高裁判所裁判官国民審査法第四十四条第三項前段に規定する者
---------	---	-------------------------------

第四十七条 (職権濫用等の罪) 審査に関し国若しくは地方公共団体の公務員、行政執行法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第四項に規定する行政執行法人をいう。次項において同じ。)若しくは特定地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。次項において同じ。)の役員若しくは職員又は第四十四条第三項前段に掲げる者が、故意にその職務の執行を怠り、又はその職権を濫用して審査の自由を妨害したときは、これを四年以下の禁錮に処する。

② 国若しくは地方公共団体の公務員、行政執行法人若しくは特定地方独立行政法人の役員若しくは職員又は第四十四条第三項前段に掲げる者が、審査人に対しその投票しようとし又は投票した内容の表示を求めたときは、これを六箇月以下の禁錮又は三十万円以下の罰金に処する。

第四十九条 (公職選挙法の罰則準用) 審査に関しては、公職選挙法第二百二十七条から第二百三十四条まで、第二百三十七条から第二百三十八条まで及び第二百五十五條の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定の中同表の中欄に掲げるものは、それぞれ同表下欄のように読み替えるものとする。

第二百二十七条	中央選挙管理会の委員若しくは中央選挙管理会の庶務に従事する総務省の職員、参議院合同選挙区選挙管理委員会の委員若しくは職員	最高裁判所裁判官国民審査法第四十四条第二項前段に掲げる者
---------	--	------------------------------

第百二十八条第一項	投票した被選挙人の氏名	投票の内容	投票管理者、開票管理者、選挙長若しくは選挙分会長、選挙事務に關係のある国若しくは地方公共団体の公務員
第百三十条第一項	又は被選挙人の氏名	又は投票の内容	投票した被選挙人の氏名
第百三十二条	前条	最高裁判所裁判官国民審査法第四十九条において準用する前条	最高裁判所裁判官国民審査法第四十九条において準用する次条及び第百三十二条
第百三十三条	前二条	最高裁判所裁判官国民審査法第四十九条において準用する前二条	最高裁判所裁判官国民審査法第四十九条において準用する次条及び第百三十二条
第百三十四条	第百二十二条、第百二十二条、第百二十三条、第百二十五条、 又は第百三十二条	最高裁判所裁判官国民審査法第四十四条若しくは第四十六条又は同法第四十九条において準用する 若しくは第百三十二条	最高裁判所裁判官国民審査法第四十九条において準用する次条及び第百三十二条
第百三十七条第四項	中央選挙管理会の委員若しくは中央選挙管理会の庶務に従事する総務省の職員、参議院合同選挙区	最高裁判所裁判官国民審査法第四十四条第三項前段に規定する者	最高裁判所裁判官国民審査法第四十九条において準用する次条及び第百三十二条

第百二十七条	投票した被選挙人の氏名	投票の内容	投票管理者、開票管理者、選挙長若しくは選挙分会長、選挙事務に關係のある国若しくは地方公共団体の公務員
第百二十八条第二項	又は被選挙人の氏名	又は投票の内容	投票した被選挙人の氏名
第百三十条第一項	第百二十五条第一号	最高裁判所裁判官国民審査法第四十六条第一号	第百二十五条第一号
第百三十四条	第百二十二条、第百二十二条、第百二十三条、第百二十五条	最高裁判所裁判官国民審査法第四十四条及び第四十六条並びに同法第四十九条において準用する	第百二十二条、第百二十二条、第百二十三条、第百二十五条
第百三十七条第二項	公職の候補者（公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。）の氏名若しくは衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等の名称若しくは	投票の内容	公職の候補者（公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。）の氏名若しくは衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等の名称若しくは

第百三十一条第二項	前項	最高裁判所裁判官国民審査法第四十九条において準用する前項	最高裁判所裁判官国民審査法第四十九条において準用する前条
第百三十二条	前条	最高裁判所裁判官国民審査法第四十九条において準用する前条	最高裁判所裁判官国民審査法第四十九条において準用する前条
第百三十三条	前二条	最高裁判所裁判官国民審査法第四十九条において準用する前二条	最高裁判所裁判官国民審査法第四十九条において準用する前二条
第百三十四条	第百二十二条、第百二十二条、第百二十三条、第百二十五条、 又は第百三十二条	最高裁判所裁判官国民審査法第四十四条若しくは第四十六条又は同法第四十九条において準用する 若しくは第百三十二条	最高裁判所裁判官国民審査法第四十九条において準用する次条及び第百三十二条
第百三十七条第四項	中央選挙管理会の委員若しくは中央選挙管理会の庶務に従事する総務省の職員、参議院合同選挙区	最高裁判所裁判官国民審査法第四十四条第三項前段に規定する者	最高裁判所裁判官国民審査法第四十九条において準用する次条及び第百三十二条

第百三十七条第二項	公職の候補者（公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。）の氏名又は衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称	投票の内容	略称又は公職の候補者に対して○の記号
第百五十五条第一項	この章	最高裁判所裁判官国民審査法第七章	この章
第百五十五条第三項	第百二十八条第二項及び第百三十四条	最高裁判所裁判官国民審査法第四十九条において準用する第百二十八条第一項及び第百三十四条	第百二十八条第二項及び第百三十四条

第二百三十七 条の二第二項	前項	選挙管理委員会の委員若しくは職員、選挙管理委員会 <small>の委員若しくは職員</small> 、投票管理者、開票管理者、選挙長若しくは選挙分会長、選挙事務に關係のある国若しくは地方公共団体の公務員	同法第四十九条において準用する前項
	第四十八条第二項	公職の候補者公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。の氏名若しくは衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は公職の候補者に対して○の記号	最高裁判所裁判官国民審査法第二十六条の規定によりその例によることとされる第四十八条第二項

第二百三十七 条の二第三項	前項に	公職の候補者公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。の氏名又は衆議院名簿届出政党等若しくは参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称	最高裁判所裁判官国民審査法第二十六条の規定によりその例によることとされる第四十九条第三項
	第四十九条第三項	同法第二十六条の規定によりその例によることとされる第四十九条第三項	同法第二十六条の規定によりその例によることとされる第四十九条第三項
第二百三十七 条の二第一項	前項と	同法第四十九条において準用する前項と	同法第四十九条において準用する前項と
	第四十九条第二項	最高裁判所裁判官国民審査法第二十六条の規定によりその例によることと	最高裁判所裁判官国民審査法第二十六条の規定によりその例によることと

第二百五十五 条第二項	公職の候補者（公職の候補者たる参議院名簿登載者を含む。以下この条及び次条において同じ。） 一人の氏名、一の衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は一の参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称	投票の内容	される第四十九条第二項
第四十九 条第三項	公職の候補者の氏名、衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称	投票の内容	同法第二十六条の規定によりその例によることとされる第四十八条第二項
この章		同法第七章	
第二百五十五 条第二項	第四十九 条第三項	最高裁判所裁判官国民審査法第二十六条の規定に	

第二百五十五 条第三項	公職の候補者二人の氏名、一の衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は一の参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称	投票の内容	よりその例によることとされる第四十九条第二項
第二百五十八 条第一項及 び第二百三十四 条		同法第四十九条において準用する第二百二十八条第一項及び第二百三十四条	
第四十九 条第四項		最高裁判所裁判官国民審査法第二十六条の規定によりその例によることとされる第四十九条第四項	
第四十八 条第二項		同法第二十六条の規定によりその例によることとされる第四十八条第二項	
公職の候補者の氏名、衆議院名簿届出政党等の名		投票の内容	

第二百五十五 条第四項	公職の候補者の氏名、衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称	投票の内容
	第四十八条第三項	同法第二十六条の規定によりその例によることとされる第四十八条第三項
	公職の候補者の氏名、衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称	投票の内容
	この章	同法第七章
第二百五十五 条第四項	公職の候補者一人の氏名、一の衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は一の参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称	投票の内容
	第四十九條第七項	最高裁判所裁判官国民審査法第二十六条の規定によりその例によることとされる第四十九條第七項
	この章	同法第七章
	院名簿届出政党等の名称若しくは略称	

第二百五十五 条第五項	公職の候補者一人の氏名、一の衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は一の参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称	投票の内容
	第四十八条第三項	同法第二十六条の規定によりその例によることとされる第四十八条第三項
	この章	同法第七章
	若しくは略称	
第二百五十五 条第六項	公職の候補者一人の氏名、一の衆議院名簿届出政党等の名称若しくは略称又は一の参議院名簿届出政党等の名称若しくは略称	投票の内容
	第四十九條第九項	最高裁判所裁判官国民審査法第二十六条の規定によりその例によることとされる第四十九條第九項
	この章	同法第七章
	院名簿届出政党等の名称若しくは略称	

第二百五十五 条の二第二項	この章	同法第七章	投票の内容
	第四十九条の二第二項第 一号	最高裁判所裁判官国民審 査法第三十六条の規定に よりその例によることと される第四十九条の二第 一項第一号	投票の内容
	第二百二十六条第一号、第 二百二十一条第三項、第 二百二十三条第三項、第 二百二十六条、第二百二 十七条及び第二百二十七 条第四項に規定する選挙 管理委員会の職員	最高裁判所裁判官国民審 査法第四十四条第三項に 規定する選挙管理委員会 の職員並びに同法第四十 七条並びに同法第四十九 条において準用する第二 百二十七条及び第二百三 十七条第四項に規定する 同法第四十四条第三項前 段に規定する者	

第二百五十五 条の二第二項	この章	同法第七章	投票の内容
	第四十九条の二第二項第 一号	最高裁判所裁判官国民審 査法第三十六条の規定に よりその例によることと される第四十九条の二第 一項第一号	投票の内容
	第二百二十九条	同法第四十九条において 準用する第二百二十九条	投票の内容
	第四十八条第三項	同法第三十六条の規定に よりその例によることと される第四十八条第三項	投票の内容
	公職の候補者の氏名、衆 議院名簿届出政党等の名 称若しくは略称又は参議 院名簿届出政党等の名称 若しくは略称		投票の内容

	若しくは略称	
	この章	同法第七章
第二百五十五条の第三項	第四十九条の二第二項第二号	最高裁判所裁判官国民審査法第二十六条の規定によりその例によることとされる第四十九条の二第一項第二号
	第二百二十八条第二項及び第二百三十四条	同法第四十九条において準用する第二百三十八条第一項及び第二百三十四条

第四十九条の二（国外犯） 第四十四条及び第四十六条から第四十八条までの罪並びに前条において準用する公職選挙法第二百二十七条、第二百二十八条第一項、第二百二十九条、第二百三十条、第二百三十一条第一項、第二百三十二条、第二百三十四条及び第二百三十七条から第二百三十八条までの罪は、刑法（明治四十年法律第四十五号）第三章の例に従う。

第八章 補則

第五十二条（裁判官の氏名の掲示等） 市町村の選挙管理委員会は、政令で定めるところにより、審査に付される裁判官の氏名その他政令で定め

（新設）

第八章 補則

第五十二条（裁判官の氏名の掲示） 市町村の選挙管理委員会は、政令の定めるところにより、審査に付される裁判官の氏名等

る事項の掲示をしなければならない。

- ② 中央選挙管理会は、審査に付される裁判官の氏名及び告示番号を、インターネットの利用その他の適切な方法により、審査人に周知させなければならない。
- ③ 都道府県の選挙管理委員会及び市町村の選挙管理委員会は、審査に付される裁判官の氏名及び告示番号を、インターネットの利用その他の適切な方法により、審査人に周知させるように努めなければならない。
- ④ 在外公館の長は、審査に付される裁判官の氏名及び告示番号を、第二十六条の規定によりその例によることとされる公職選挙法第四十九条の二第一項第一号の規定による審査の投票をしようとする審査人に知らせなければならない。

第五十四条（特別区等に対する適用） （略）

② この法律中市に関する規定（第五条の二第三項から第五項まで（これらの規定を第五条の二第三項から第四項まで及び第十六条の二第二項において準用する場合を含む。）、第十条、第十条の二第二項及び第三項並びに第十一条第三項から第四項まで）の規定を除く。）は、指定都市においては区及び総合区に適用する。

（削る）

の掲示をしなければならない。

（新設）

（新設）

（新設）

第五十四条（特別区等に対する適用） （略）

② この法律中市に関する規定（第五条の二第三項から第五項まで（これらの規定を第五条の二第二項から第四項まで及び第十六条の二第二項において準用する場合を含む。）、第十条、第十条の二第二項及び第三項並びに第十一条第二項から第四項まで並びに別記様式備考第二号の規定を除く。）は、指定都市においては区及び総合区に適用する。

別記様式（第十四条関係）

（略）